

古史傳

廿六

和書門			
類	號	函	冊
二	五	一	二
九	九	三	七
號	號	函	冊
二	一	一	二
七	二	二	七
冊	架	架	冊

內閣文庫			
和	書	類	號
二	九	二	七
七	四	七	四
冊	冊	冊	冊
四	〇	函	架
一	七	七	架

新
載
九

內閣文庫			
番號	和	94	
冊數	27(25)		
函號	140	184	

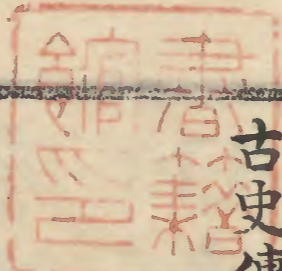


古史傳二十六卷

九四

神代下六世卷

於是天照大御神高皇產靈神
史命以而詔太子正哉吾勝勝
遠日天忍德耳命曰今白葦原



古史傳二十六史卷稿

和九四 號

カミヨラシモツマキムマキトイフマキ
神代下六史卷

平篤胤謹撰

町田久成獻納之章

男 鐵胤
孫 延胤

淺草文庫



於是天照大御神高皇產靈神

命以而詔太子正哉吾勝勝

速日天忍穗耳命曰今白葦原

○

○

トヨアキツヒメノミコトノミコタマヨリビメノ
豊秋津比賣命出子。玉依毘賣

ミコトニテシメウマタマヘルミコニマスアマテラスオホ
命而令生出御子也。天照大御

カミメカミムスヒノカミコトニメグシトオモホシテマツリ
神。高皇產靈神。特鍾憐愛而奉

カタテヒタシクマヒキ
崇養給矣。

於^{コ、ニ}是^ニは。上^ニ件^ノ此^ノ事^{トモ}も。成^ル承^ル言^ハり。○太子^ハは。師^云
日嗣^{ツギ}御^ミ子^コ也。其^ノ意^ハは上^ノ云^リ。第^百計^五段。天^津日^比は
嗣^ノ下^見る^ベし。

初^ノの詔^命は。太子^也云^ハ。此^ノを申^サじ。此^ノも如^ク
此^ノ申^セ流^ル也。初^ノの時^也。未^ダ御^事依^ヲを受^ケ給^フ也。頃^ヨテ。太子^ハ
坐^ス。此^ハ。前^ノ既^ニ御^事依^ヲ受^ケ賜^ハ。太子^ハ坐^ス故^カ
名^ヲ改^メ。○平^訖也。師^云許^{コト}登^ム年^ケ氣^ヲ表^ス幣^ヲ奴^メと訓^ベし。○白^ハは。
建^タ御^ミ雷^{カミ}神^ノ。經^ツ津^ツ主^ノ神^ノ。復^カ奏^スを云^フ。隨^フ言^ハ依^リ賜^ハ之^ヲ。此^ハ
御^言依^ハ。既^ニ前^ノ有^シを云^フ。故^レ隨^フと云^フ。○知^ハ看^ハ。上^ノ
出^ス。傳^見べし。○吾^者。師^説也。此^者。不^レ辞^ス。少^シ穩^カ
らに聞^ク。古^ノ語^ハは。か^ク流^ル處^ニも云^フ也。今^者。亦^ト書^ク
と添^フ也。其^ノ有^レ也。此^者。前^ノ言^ハ依^リ給^フ也。隨^フ也。
降^ル也。裝^束せし間^ハ。子^ハ坐^ス也。此^ハ。御^子を降^ル也。吾^者

○

○三

は降らじと思ふ。言ふ辞と聞えし。吾を記さ僕とあ
我あどの字は替とる。○將降裝束之間ハ。師云。久陀理那
牟與曾比世志富杼尔。訓べし。裝束之事は。上云。九
十九段の。○天迹岐志國迹岐志。師云。書紀ハ。饒石と書り。
傳見べし。此意ハ稱名あり。高し。但し石ハ借字。志ハ廣し。是を
書紀一書ハ。天國饒石とも有。至。萬葉十。能登。田鳳
河。○天津日高也。師云。大被詞ハ。大倭日高見之國とある。
加茂翁の考ハ。夜万登國ハ。四方ハ。眞秀ハ。好るを稱。天津
日ハ。虚空ハ。眞秀ハ。高く在。如。小譬云。あり。常ハ。日ハ。天
の眞秀ハ。在るを。日高しと云。これ古より言ハ。子流言

之聞也。火く出見命城。海神の空津日高と申せしを思ふ
傳し。海と景行天皇紀了。陸奥ハ。日高見國。ま。紀伊國ハ
日高郡と云。何るは。私記ハ。云。如。四方ハ。望高。遠き
故。めてヤ名。延け。む。と。言ハ。と。依然。も。有。お。む。然。れ。也。此
此御名也。天津日高。高く。天の眞秀。ら。坐。を。望。瞻。奉。る。ら
如。く。那。る。由。ハ。稱。名。と。記。べ。し。師云。此。御。名。字。日。本。紀。ハ。
て。此。日。高。を。比。古。と。訓。べ。し。と。云。人。あ。れ。と。あ。り。と。天。字。を。
ア。子。字。ま。し。て。皆。訓。あ。る。ハ。高。字。ハ。此。み。音。よ。訓。べ。き。理。マ
あ。し。海。神。彼。の。凡。て。日。高。て。ふ。語。ハ。猶。異。あ。る。意。を。有。け
日。高。も。同。し。小。思。也。れ。と。未。思。ハ。得。と。る。説。も。あ。し。大。被。詞。の。日。高。見。國
皆。ハ。海。紀。伊。國。日。高。郡。ハ。續。紀。三。ハ。飯。高。也。何。也。飯。高。の

○

○四

伊を省けむ。即日高あり。故元正天皇於御諱氷高皇女
依之。飯高ともあり。是の依て思ふは。凡て日高てふ言は。
實も飯高の意あり。知らざりし。此子天津日高と云ふは。天
津日高の意あり。下は此御名を以て伊勢の飯高郡
あり。倭姫命世紀の飯高縣造祖乙加豆知命乎。汝國各何
問賜。白久意須比飯高國止白而進神田並神戶倭姫命。飯
高志止白事。貴止悦賜之。とあり。貴しと悦賜ありと云ふと
然ど。此の考ふ由有けあり。故後の考は。その驚かし置
あり。儀式帳より。意須比を思ふありて。倭姫命云々と云
陸の七日高之國と云ふあり。彼國の凡土記に見えて。
和名抄に見

由。風土記より。日。田とあり。是は。依りて思ふ。飛彈も日高國なり。けり。此命は御子。火遠理
命。亦御名をも。天津日高云々と申し。虚空津日高
とも申し。鶉草葺不合命をも。天津日高云々と申し。○
日子師云。凡て男は比古。女は比賣と云ふ美稱あり。比
は。凡て物の靈異なるを云ふ。天照大御神の御事を。神代
紀の二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。有靈異
了。清寧天皇紀の於諸子中。時所靈異あり。意あり。比
古比賣の靈異之兒と云意あり。の下考へ合はせし。
けり。此日子成む。下子属けて讀べし。○番能迹と藝命師
云。御名義穗之丹饒あり。稻穗に因りる御名あり。今云。迹

も丹饒君と秋れと丹は。穂の赤熟免るを云ふ。凡そ
れど其説ハ取らむ。草木は人此類ふと。色付みはふを通と云ふ。狹丹類
歴黄葉垣津旗丹類合。まじ丹穂面ふと。万葉の有が如し。
此御名の番を始として。次々神の御名。昏紀より大
縁の火と作れども。火須勢理命。火遠理命。余と火。由
高日子穗。出見命とあり。古事記に。火遠理命。亦名天津日
穂手見。火より由。御名。火遠理。故。同。此。御名。穂
も字を易て穂と書。是。よ。て。餘。も。火。を。借。字。ある。こと。
を。知。凡。て。出。御。天。降。段。の。穂。穂。の。因。ま。る。事。多。出。と。
上。の。も。下。の。も。云。流。を。考。合。は。べ。し。此。御。名。の。義。昏。紀。に。火
て。云。る。説。ど。め。例。の。う。ろ。さ。は。て。此。御。名。は。後。の。稱。申。せ
た。漢。意。了。て。云。ふ。足。ら。ぬ。は。排。披。天。八。重。雲。以。奉。降。故。今
流。名。あ。る。故。神。代。紀。の。一。昏。日。排。披。天。八。重。雲。以。奉。降。故。今
稱。此。神。曰。天。國。饒。石。壽。云。と。い。は。る。が。如。し。今

此の父尊此答。白し賜。する御言ふ。かく告。賜ふ。さ。す。小記
せ。流。を。違。り。る。み。似。る。れ。ど。も。斯。る。お。と。は。後。を。以。て。前。牙
も。廻。り。し。云。ふ。常。に。例。あ。る。○。分。注。の。載。せ。る。亦。名。五。粒。を。
上。の。準。字。で。其。義。い。と。著。る。が。天。之。杵。火。火。置。瀬。命。天。杵
瀬。命。と。申。は。御。名。は。上。の。異。あり。然。れ。ど。意。の。同。じ。其。は。師
説。に。杵。と。類。の。約。は。る。形。で。祝。詞。等。の。千。類。八。百。類。と。も。汁
尔。母。類。尔。母。と。云。ひ。て。穂。と。同。物。あり。然。れ。ど。昏。紀。に。穂
名。如。比。え。其。躰。を。云。名。よ。て。言。の。意。異。なり。瀬。を。稻。の。切。り
類。の。こ。と。師。の。祝。詞。考。の。委。く。見。え。し。り。瀬。を。稻。の。切。り
と。お。も。て。早。稻。お。と。此。例。あり。置。ハ。祝。詞。の。稻。の。出。を。奥
津。御。年。と。何。る。奥。の。意。り。也。有。り。く。様。の。師。説。に。昏。紀。に。高

かゝり芽ぐむ也。もと同言のて。僅ツツ芽ぐみ初ハジメと流ハ也。愛カハシ
く思オモ也流ハよて轉マりて。兒チのいと稚ツヤきを愛カハシしみ思オモこハ
も言イふハや。也。説ハと流ハも悪ワうハすハき。○崇養カクを。加多カク豆マ比多ヒ
斯シと訓ハめるハは。本書ハ比傍ヒ訓ハの依ヨり。如ニ崇神カク天皇カク紀カク也。
崇重カクを。加多カク知阿賀米カクと訓ハみ。欽明天皇カク紀カク也。崇カクを。加多
豆マと訓ハす。所マも。これカクも有リ。言イ義未カク思ハ得ハずハ。若
くは日カク經カクり。其ハ日カクを經ハて成長カクの成ハしむハる由ハ也。日カク足
と同義カクあり。然カクれハ崇カク字カクの。まカク古カクく三カク音カク比假字カク了。カカクを
用ハと流ハを。カカクの誤ハりて。カカクタカクとは成ハれるハ。若カクちも有リ
ば。見カク立カク給カクる由ハ也。まカク元カク々集カク也。此カク文カクを三カク処カク引カクと
るカク也。スカクタカクテカクあり。スカクタカクテカクは育カク

字カクをよカクみて。古言カクか。養カクを比多カク斯カクと訓ハむ。神代紀カク也。天照
れカクど其カク物カクどカクし。養カクを比多カク斯カクと訓ハむ。神代紀カク也。天照
天御神カクの。五柱カク男神カクを。悉カク是カク吾兒カク乃取カク而子カク養カク焉カクと何カクる所
此カク釋カクの。私記カク云カク。師説カク。比太カク須カク者カク猶カク如カク日足カク也。言カク凡カク人カク子カク初生
之時カク。日數カク最カク少カク。而漸カク々長養カク日數カク稍足カク。故謂カク養長カク其子カク為カク日
足カク耳カク。と何カクるハ依カクれハ也。

而此... 日本... 國也。言依賜故。隨命而可天降。
高詔而天兒。屋命天太五命天

○

○ハ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

故カレ是以コ、ラモテ隨マニク白出マラシタマフ科詔オフセ日子番能ニコトヒコホノ

邇ニ邇ニ藝命キノミコトニ而テ奉坐マツリマセ天都高御座アマツタカミクラニ

而テ此コノ豐葦原水穗國者トヨアシハラノミヅホノクニハ汝將知ミマシサハシラ

國也クニナリトコト言依賜ヨサシタマフ故隨命而可カレマニマニコトノニ天降ベシアモリマス

焉ト詔而ノリタマヒテ天兒屋命アマノコヤノミコト天太玉命アマノフトタマノミコト天

○

○九

宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉
祖命。并五伴緒。天忍日命。及諸
部緒。出神等支加。而以其遠岐
出八咫鏡。及天藜雲劍。二種出
神寶。永令爲天都御璽。而亦副

賜其遠岐出八尺勾璽。及平國
出廣矛。常世思兼神。布刀玉神
天手力男神。萬幡豐秋津比賣
神。護齋出鏡三面。子鈴一合。又
天照大御神。勅曰。吾天原所御。

齋庭出穗亦當御吾兒而依賜矣。

故是以は上此應降此御子、アレコトモテ何處を承とて。○科詔ハ、師云美許登於富世互と訓讀し。於富世ハ、令負此意オホク矣。仰課オホクサレテカトモ言負ハ持と同じけは。詔命をオヒモス負持志む依の意ハ、たふし、負ハ持と同じけは。詔命をオヒモス負持志む依を。於富世と云り。宰相と云也。詞命をオヒモス負持て、其處の政を行ふ故の名か依と心は、科字ハ、此の意ヨク當同し。科字ハ、此の意ヨク當む故、字ハ、物とて、各各古の常あり、科を於富世と訓世と訓むと、品々分ちて、某いふ云、付るこ、科を於富世行

て此ふれみ。詔とのみは云、コト此言を加ふるは、始、不忍穂耳命と詔し。御事依の詔命を、更オホク然て此尊、オホク令負る意あり。然れど、此知も、オホク詔とれみ云、オホク何けて父尊の代て。此尊を降し奉て賜ふ也。如何ある故の、傳、オホクおけまは測てかぬし。此、オホク御子聖徳坐、オホク故、オホク代て降し給ふ事、オホク御子を聖徳ありと、オホク稱奉る、オホク御父を聖徳、オホク奉坐天都高御座而。天都高御座とは、天此高紀御座と云、オホク依了て。此は天照大御神の、オホク天、オホク大御政事、オホクし、オホク看、オホク御座、オホク依を、オホク皇美麻迹、オホク藝命、オホク授賜し、オホク令坐奉て給へる義ありて。即謂ゆる御即位、オホク命、オホク御座、オホク即、オホク高天原、オホク天照

○ 十一

坐^キ御子の継ぐ。此御座の坐て。大八嶋國志るし看せし。
言依し賜^ルる由を詔し。其亦しき趣^キ也。此の假より次^ニ
次^ニの遠天皇祖御世云くし云、件^ト也。迹^ル藝命^ヲよて次^ニ。遠
天皇祖^トち此御^ト代^ト。中世今^ノ至^マまで。天都神の御子
此^ノからの聞看來^ル。天津日嗣高御座の御業^ヲある由を
詔^シ入。天都神の御子^トハ即^チ天子^ト云^フが如^ク。斯^レ此高御
業^ト即^チ天皇命^ト此御職^ヲ業^ヲあり。此御職^ヲ坐^スまは^シて。幾^ク万^ノ世
の御代^ヲを經^ルと^シ。天照大御神の御子^ト坐^スあり。是^レ字^トて

天都神乃御子隨母。次^ニの現御神止。云くし云、件^ト也。前^ニ天
皇命^ノ太子^ト。天都高御座の御業^ヲを授け負せ賜ふ由を
詔^シ。御文^ニ負賜^ル布^トあると^シ。師説^ノの如^ク。負^シ持^シめ給^フ
合^セ考^ムふ^ル由^ヲ。上^ノ本文^ニの^レ神詔^トある所^ヲ注^スせる^ル故^ニ
持^シむ^ル由^ヲ。出^ルて^ハ。同^ク言^ハゆる^ルこと^ト。師説^ノの如^ク。次^ニ
受賜^リ恐^ク坐^ス互^ニ云^フ。件^ト也。日嗣^ノ御子^ト。天津高御座を
受賜^ハは^シて坐^スて。前御代^ニまで。爲^シ行^ハい^テ來^セませ^ル御業^ノの隨^ハふ。
天下^ヲを調^ヒ平賜^ハふ。天下^ニハ公民^ヲを撫^メ惠^ムみ。治^メ賜^ハふと^シ
所思^ハ由^ヲを。諸^ノ聞^ヲ持^テて^ハ。詔^ヲする^ルなり。御代^ノの御即位
時^ノの趣^ヲは^シりて。少^ク文^ヲを改^メり給^フ事^ナ。然^レ此^ノ詔^詞も其^ノ
趣^キ也。次^ニ此^ノ本文^トを相照^シて。皇美麻命^子。高御座の

○

○十三

即奉て賜ひて。天降坐しめ給ふ。天皇祖神とちれ神
慮を伺ひ奉る。傳き事あり。○此豊葦原水穗國者云々、
おは上の同文ありて。其慮お委く注せる如く。天照大御
神の前は忍穗耳命の豊葦原水穗國者。我御子之可知國
也。と詔す。依御言を承て。高皇產靈神の宣ふ御語あり。委
は才百六段の傳み。故お此文義ハ。此豊葦原水穗國也。汝
此知さむ國ありと。大御神の言依賜へる國おれば。其命
の隨ひ。天降坐ししと詔するなり。此神等も支加へ給ふ
を始め。子鈴一合を副給ふまで。皆大御神の御旨を承て。
高皇產靈神の物し給へるおゆこと。文お趣了。深く心を
付て辨。此豊葦原水穗國と詔する此字のおと。ゆは此國

名此事も。既お上り云。是才百六段の抑おの御天
降のこと。熟くそ此事縁を稽ふゆ。ゆは天之御中主神。
これ始おく。高天の神祖と坐まして。皇產靈大神女男二
神を生し給へゆ。此二柱大神。まは伊邪那岐伊邪那美
二神を生し給ひ。國土を生造し給へる事。まおおは
青人草茂生成して。住しめ給はむの神意あり。故。伊
邪那岐伊邪那美神。これ大御心を御心として。國生坐て
後。直は青人草を生給ひ。万物。まは神くをも生給ふは。
これ青人草茂蕃息し賜えむと此御業なり。事は。既お
上の論するが如し。此事委く才百六段。生給八百萬之神。
○十四

の因りは往^カ斯^カ伊邪那岐大神御^カ速須佐之男命とを生給ひ。天照大御神の天日此御國城治しめ。須佐之男命の天下をと言依し給へる。須佐之男命御母の由緒よりて。根國の往坐むと欲る。就て。天御神の御暇白し給ふ。天又昇て。互の御誓此間。忍穗耳命生坐し。は。二神御議て坐す。此御子を葦原中國の降して。天下治め給むと定免賜乎海事。大御神の惠く愛志く所思は青人草を撫治め給む。此神慮ある事也。上の云流が如し。大御神と須佐之男命命の天津日嗣を治しめむ。早く議り定め給へり。所思はる事のくしは。才三十五段。才六十三段。才六十四段。

才六十六段。才百六段の傳ををく讀味へて辨ふ。然れ。此時。通々藝命を天降志給する事は。皇產靈神此神慮を承て。伊邪那岐神の愛しみ所思看に青人草百姓を天照大御神。ま。其御心をうけて惠く思ふ。其人民ども。徒に殖蕃りて猥雜なむを。統治免給はむ為。その貴子と養給へる。御孫命を降し給へる御事。有る。大御神の此事を。詔ひ出さる。伊邪那岐神の御心を。大御神の此事を。詔其本此故。しを思へ。や。か。て。産。大。神。此。神。意。を。行。給。不。理。了。て。か。の。頭。宗。天。皇。の。御。世。子。我。が。祖。高。皇。產。靈。神。也。天。地。を。鎔。造。ま。せ。る。功。出。れ。御。田。を。進。む。と。御。託。し。坐。る。事。也。思。合。さ。し。を。此。御。天。降。の。時。も。高。皇。產。靈。神。也。大。御。神。の。御。心。成。り。給。ふ。事。也。天。照。大。御。神。也。坐。ま。し。事。也。申。上。更。か。れ。と。其。故。の。こ。ら。ひ。青。人。草。子。

善息らし治め給ふ事ハ元より産灵神の御意あり也
大御神の御言のまゝ如く此物に給へりて皆深き
所以ある事と是をとりて上引と御世初め此詔詞の
まが右にあり。天皇命と御坐あり。天皇祖神の御依
小因まは本縁を告及り。然して此乃食國天下乎調賜
比平賜比公民乎惠賜比撫賜年。所思由を勅ふなり。
師云食國と云ふは食の國と云ふことあり。調賜比も他
の詔も天下乎調賜比も上下乎存信和氣臣まは汝
等乃心乎等能倍直之見文石葉二御軍士乎安
騰毛比賜奔流三卷日網引為跡子調流海人之呼也十
卷了左男壯鹿之妻整登鳴色之十九了物乃布能八十友
之雄乎撫賜等能倍賜二十又安佐奈藝尔可故等登能
倍あとい見也是ら合せて思ふ此言もよの散け居
る者と呼集めて乱れ治む意あり其中の呼來は方
を主として云ふ乱れ治む意あり其中の呼來は方
との異ありあり撫賜といはを治て撫らひ愛み憐む也

ざあるが故に必しも撫ざれども愛み憐むをかく云ふ
と石葉六了天皇朕宇頭乃御手以撥撫曾祢且賜打撫曾
祢且賜か凡て此御天降て此件。大此心定をもて讀味
ふ信し。○天兒屋命より玉祖命まで五神。これ石屋戸此
段くみ出と御神とちあり。○伴緒師云凡て伴とは官職
みはき何なまれ。一部ともれふを云ふ某伴某伴と云ふ
是あり。登母賀良ふと云ふも此意。ま何となく伴造と
云は。其部の長を云ふ。今云此事ハ弟三十九緒は長の本
語あり。袁佐と云は。長兄名に意あり。書紀ハ。魁帥渠帥
とを伊佐袁と訓るも。勇長なり。然れども伴緒ハ。其部属の
長城云稱あり。師説ハ。此処の文を引て。此五伴緒の中ハ
○十六

比礼懸伴緒と云るも、女おれむ伴男かどく書る男も皆
借字より男女のわらゆる称ある由云まらる信りける
言ありけり緒と云ふ意は、玉緒おと成衰と云も、多く此
玉外を總縛る故の名、まゝ物此長を衰と云も、其徒属
を統帥る故の稱あり。本同言あり。然れども、何方を本と
して今右此五柱神を指て、五伴緒と云るは、石屋戸段の
見えぬる如く、此神とち各掌りる職ありて、其職は此
部属を帥る長神おれむなり。五神を指て五伴緒と云ま
む伴緒と云、其長を云て、其部類を云る非ること明ら
る。居紀は此を五部神と居れども、五伴緒は、五神の意と
も、間ゆるの似しれども、披も五神を奉て云、允恭天皇段
の定賜、天下之八十友緒氏姓と云る八十友緒は、所有諸

此伴緒を總云あり。けり是も、長も限らざる部属まで、わ
仕奉る官人しちを大凡に云ふて、其は何れも朝延に
を居て、廣く其属を云ふ如く、閣中、満ち石葉の多く、物部
之八十伴男と云み。師説は、古ハ文官武官を云へ、ま
七卷の、靱懸流伴雄廣伎大伴、まぬ十九の、八十伴男者
大王、尔麻都呂布物跡定有、官尔之在者云く、好と詠めり。
此了官とあるも、大殿祭祝詞の詞別、皇御孫命、朝乃御
膳夕乃御膳供奉流、比礼懸伴緒、襷懸伴緒、大祓詞、天皇
朝廷、尔仕奉留、比礼挂伴男、手檣挂伴男、靱負伴男、劔佩伴
男、伴男能八十伴男乎始、互官、尔仕奉留人等と云る。此

いさし。是ハ八十伴、男子始、豆、と云、流を以て。伴男は、其
長好、出、を思、以、定、せ、流、し。以て、次、官、と、云、云、と、云、
等、の、ゆ、え、○天忍日命、名、義、忍、ハ、大、の、約、れ、る、ゆ、え、忍、穗、耳、命、
有、り、ゆ、え、○天忍日命、名、義、忍、ハ、大、の、約、れ、る、ゆ、え、忍、穗、耳、命、
此、忍、日、同、く、日、は、例、の、奇、靈、あ、る、由、に、稱、名、ら、。仍、今、一、の
考、も、何、也、下、の、注、し、流、し。其、由、も、何、也、才、百、三、十、七、彼、の、委、
く、注、し、流、し。以て、上、に、五、伴、緒、の、神、等、ハ、謂、也、る、文、官、に、趣、あ、る
の、此、神、を、謂、也、る、武、官、に、長、好、る、出、也、下、の、見、也、流、が、如、し。
○諸部緒之神等、ハ、神代紀、一、書、の、以、天、兒、屋、命、太、玉、命、
及、諸、部、神、等、悉、皆、相、授、と、あ、る、を、採、れ、る、こ、と、。徵、の、云、ら、
如、し。○この神代紀の傳ハ、五伴緒の中ハ、重キ天兒屋命太
玉命ハ、各名を以、て、奉、て、餘、ハ、三、伴、緒、の、神、等、の、名、を、も、

此、諸、部、神、等、と、云、文、以て、此、諸、部、緒、を、某、と、云、こ、と、。今、委、
曲、の、知、信、き、み、非、ざ、れ、ど、も、舊、事、紀、の、天、神、本、紀、ハ、櫛、玉、鏡、
速、日、命、の、天、降、ら、る、時、ハ、高、皇、產、靈、神、に、勅、も、て、諸、部、の
神、等、を、供、奉、し、め、致、と、有、る、其、神、名、を、見、る、ハ、此、處、あ、る、諸、
神、等、に、各、城、も、悉、出、せ、て、故、按、ふ、る、ハ、彼、謂、也、る、供、奉、神、
ち、は、疑、ふ、く、途、に、藝、命、の、御、供、了、立、ち、神、等、あ、る、城、其、事、
此、二、典、ハ、洩、し、流、が、餘、書、ハ、有、し、を、據、以、て、妄、説、な、も、如、牙
。鏡、速、日、命、は、供、奉、と、為、し、る、物、あ、る、。鏡、速、日、命、ハ、神、武、天
物、部、氏、の、祖、あ、る、を、彼、旧、事、紀、に、其、齋、の、氏、人、の、傳、各、あ、る、
故、に、然、る、妄、事、な、ら、ず、と、為、し、る、が、但、し、此、各、傳、を、據、り、載、せ、
ど、も、中、の、他、の、古、俗、ハ、見、え、る、正、し、き、古、傳、を、據、り、載、せ、
る、ハ、少、う、ら、也、其、ハ、記、傳、の、首、卷、ま、し、予、が、開、題、記、に、論、界、
○十八

出せれど玉と菟と字こそ異れ同訓にて共了太玉命の
亦名ありと云ふ才六十一岐の侍と云ふが如し次は天道
根命と云ふ才置帆負命此未裔あるを此の供奉神と名
せるも誤りあり其才五才岐の侍を見ても知べし次は天
斗麻呂命と云ふ才天御陰命と云ふ才手力男命の亦名あり
重復あり次は才天背男命と云ふ才天手力男命の亦名あり
を別神と志して奉るも誤りあり此の供奉神の列の奉るを
見ても知べし皆正しき名に誤りあり供奉神の列の奉るを
そ誤りおれ皆正しき名に誤りあり供奉神の列の奉るを
造日女命天世手命天乳速日命天伊岐志保命天少彦
根命天日神命天月神命と云ふ七名も全信うれ然る
才其裔とて奉る諸姓も皆違ふるが上は古書に證を
べき事の無れども天日神命と云ふ壹岐縣主等祖と云
馬縣主等祖と云ふ天月神命と云ふ壹岐縣主等祖と云
る壹岐縣主と云ふ祠の御託ありし時對馬縣
直し壹岐縣主と云ふ祠の御託ありし時對馬縣
と作り然して此を鳥取連等祖と爲り少彦命と云ふ
鳥取連の祖ありむや此らも准て天造日女命と云ふ
て下四谷の妄をも并ふべし按ふる旧事紀に三十二神

の名を具すると印度籍の古説の初利天を三十三天
と云ふ天帝親も中央の住む其四堆了八神なり三十二
神住て天帝の仕ふる故り三十三天と云ふし見えし
の本に於て鏡速日命と三十二神を合せて三十三の
數に合ふ故り此説を造りて載りたりと覺也然れども
天竺説を何れなく知る世のありての妄誕あること
著明なり右に神名を並奉る。次の載せる五部人五部
造天物部等二十五部人船長梶取船子と信の鏡速日命
此供奉ありけむと所思ゆる由のまは此の抄に出に
かむ其は神武天皇卷鏡速日命の所の然れども鏡速日命
委く説辨ふるを見て知るべし。然れども鏡速日命
の供奉ごの然ればか多有りは此時の御天降の御從
多有りしこと云も更あり是を以て諸部之神等とは何
ゆあり。○支加而は師云久麻理久波幣互と訓傳し。久麻
理久

久婆理 支は字書の分也とも注して。凡て物の分は意
不用ふ字あり。人の手足を云も、木枝を云も、みか本は
殿賦に支離分赴注云、支は上水分神注。訓分云、久麻
離分散也、おも云へり。けりて上水分神注。訓分云、久麻
理と有れども、久麻流え分たこせり。然まは。此五伴長神
を其職に長分配て。御孫命の御従に加て給ふなり。
書紀了も、凡五部神使配侍焉とあり。此配侍字と相照し
て、支は必久麻理と訓べき事を知れり。まは彼配侍を
久麻理久波幣多麻布と訓べきこと、を併ふべし。佐志
久波幣と訓るは、甚く非あり。支字佐志と訓べき由あり
ひや、けりて此五伴緒神の掌に給ふ職をみか神事の依ま
れども、今支加而降し給ふも、専神事の料あり。今云、神事の
に、御孫命の天下治め給ふ御政を介けし、給ふとむと非
て、斯て神事やがて、天下を治め給ふ御政の本あり。師

言の如く云むも難あり。○其とは師云、石屋戸段の
少り言足りぬあり。○其とは師云、石屋戸段の
事を指て云あれども、加能と訓し。彼、彼は遠使に神等あ
れば、直に上文を指て、其神のちの遠使と云。○遠岐之
意とも為べりまは、曾能と訓むも悪りらじ。○遠岐之
は、第四十四段に注せる師説の如く、凡て物を招寄はる
事あり。此はかの石屋の幽居せる。天照大御神を招出し
奉りて行事を云あり。之は過往の事を云と、死の辞あり。
謂ゆる過去。○八咫鏡と、彼石屋戸段の、科石凝度賣命、令
作て、眞賢木に中枝の取繫に鏡あり。當時を以て、大御神
を招寄奉りし故に、遠岐に鏡とは云り。○及天藤雲、劔と
は、此劔と、かの須佐之男命の、八咫遠呂智を切給ひし時

み其尾中より得給ひて。異物と持齋給ひしを。後の天
照大御神の献り給ひし大刀あり。乃て鏡と劔との間
之の言鏡戸のみ係り多。劔と異時の物あり故に。其を隔
てむ為あり。此は古事記の文法の效へるあり。猶微了
云るを。○二種之神寶ハ。即上此鏡劔を申せ。世に三種
見ゆし。○二種之神寶ハ。即上此鏡劔を申せ。世に三種
のみ云ひ効するハ。後の趣の依て。○永令爲天都御璽而
申は。其鏡劔の二種を。皇美麻命に御代に継ぐ。天都日
嗣此高御座の御坐に。神璽の令爲とて賜へ由あり。不
下の師説は引とる文と。○亦副賜其遠岐之八尺勾璽云
も。其趣を知べし。云は。上の鏡劔は神璽とて授賜へる。且亦是ら此
物をも副賜へ由あり。八尺勾璽ハ。此石屋戸段也。科

玉祖命令作て。眞賢木此上枝の取著し玉あり。此も大御
神を招奉るの用ひし物あり故也。其遠岐之とは云へ。是
然る此勾璽を。或は伊邪那岐命の天照大御神に賜り
る御頭玉ありし。或は須佐之男命に誓約し。此は時
此曲玉なり。或は此大己貴命の献りし曲玉ありし。此
は師言の如く。皆此の遠岐斯て。不言を得心えぬ故の
推當なり。非は古事記の賜其遠岐斯八尺勾璽鏡及草那
藝劔し見え。神代紀にも。賜八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劔
三種宝物と有ゆ。就て師説ハ。此三種を連擧る次第也。
鏡劔玉と。鏡玉劔との有ゆ。理あり。記紀ともハ。玉
を先めし。紀了は殊ハ。玉及鏡と。鏡の上り及字を片置
れし流也。如何と云。崇神天皇此御代に至て。此御鏡

○

〇三十一

劔をば。他處トコロの齋祭イハヒマツルを給てきて。天皇此御許ミコトに坐イハは。神代
此舊物コトの坐イハに唯玉タマのみを。今大御神の授賜タマヒする隨
の物モノも坐イハ故ユの。彼御世ミコトノヨより去サては。三種ミツの中ナカの玉タマを
第一ダイイチとぞ爲ナられむ。然シカきは其御代ミコトノヨより後ノチも。常トコの玉タマを
先マに申マツねらひしは。其次ジツ第ダイのまゝの。記紀キキとめり記キせり
物モノの志シて。神代ミコトノヨより然シカるルも非ヒ交マふマむ。然シカるルを或シ説セツみ本ホ來キ
重オモシ物モノの如ニく説セツ成セし。師シの祝詞イハヒコト考カウみ。伊弉イハヒ那岐ナギ命ノミコトの天照アマテラス
大御神オホミコトの賜タマヒする御頭ミカド玉タマも。大御神オホミコトの天アメを知チ食クハは御璽ミシか
大御神オホミコトの孫ムコ子コ賜タマヒする御頭ミカド玉タマも。天アメ岩戸イハド前マエの天アメを招マツ精シメせし時トキりの
大御神オホミコトの御頭ミカド玉タマも。准マツへて作りしを。今天イマ孫ムコ天アメ降クダりて。因ユ
の玉タマとあり給タマヒする御璽ミシの。大御神オホミコトこれ子コ賜タマヒする孫ムコ天アメ降クダりて。因ユ
言コトれし。るも皆みな作りし。其ミ故ユも。石屋戸イシヤドの。彼カの句ク玉タマの。彼カ御
頭ミカド玉タマの准マツする作りし。云イハふ。非ヒ交マふマむ。凡ソレて玉タマも。古コ珠シは賞ウラむ。
此コノ玉タマも。不フ意イの作りし。云イハふ。非ヒ交マふマむ。凡ソレて玉タマも。古コ珠シは賞ウラむ。

世ヨの等トみ欲ホシむ物モノの故ユも。御幣ミコトの献イハりし。然シカるル
れ。殊シに有アる。中ナカの珍メし。比ヒく美ミ麗シき玉タマありける。故ユも。大御神オホミコト
神カミの殊シに命ノミコトの珍メし。給タマヒする。比ヒく美ミ麗シき玉タマありける。故ユも。大御神オホミコト
度タ御孫ミコ命ノミコトの珍メし。給タマヒする。比ヒく美ミ麗シき玉タマありける。故ユも。大御神オホミコト
くも。非ヒ交マふマむ。古コ事コト記キ存ゾク紀キも。此コノ事コトは。見ミえに。若ニこの玉タマ御國ミクニ知チ
鏡キョウの事コトの。有アりて。此コノ玉タマの事コトは。見ミえに。若ニこの玉タマ御國ミクニ知チ
食クハは。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコトふ。食クハは。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
を。彼カ御頭ミカド玉タマの。准マツする。是コノ玉タマの事コトも。詔ミコトノコトふ。食クハは。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
いし。強ツヨクて。其ミ意イの。叶カナへ。大御神オホミコトの。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
故ユも。強ツヨクて。其ミ意イの。叶カナへ。大御神オホミコトの。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
御璽ミシとあり。難カタクく。大御神オホミコトの。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
賜タマヒは。一ヒト種シユの。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
餘ヨリの。三ミツ種シユの。御璽ミシとあり。必カナラ其ミ事コトも。詔ミコトノコト
古コ意イの。多オホクう。皆みな。今イマ此コノ大御神オホミコトに授賜タマヒする時トキを。右ミダの
言コトは。鏡キョウ第一ダイイチの。事コトは。更マか。次ツギは。劔ツルギ。其ミ次ツギの玉タマ

御天降の事小及ひ。即以八咫鏡。及草薙劍二種神寶授賜
皇孫。永为天璽。所謂神璽之。予玉自從。とあゆを以て知る
信し。師云。此拾遺の文也。世は玉を才一と思ふ。古意は
以難きこと。或知せしる文あり。自ら徒ふとて。鏡劍の如く
正しく賜へし。賜へるは。非矣。予と玉と。只それ
る由あり。は。此御予に。私記。今在何處哉。と問
予。答。三種宝物之外。此予有治國之名。已奉獻天
孫。定傳之後。葉歎。然而所在不詳。但如此神器。上古多納石
上神宮。若今彼神宮歎。と有れど。其所在詳。知らず。既
云。予り。第百三十。彼。○常世思兼神。師説の如く。常世
は。かの天照火御神。石室の隠坐て。世間常世ありし時

の功績を立し神あり故云。此言先づ思兼神一柱
とま。下あり神とちまて。は。此思兼神より下。四柱神
は。其現御身を云。は。非矣。上は五伴緒の列とは別。ま
及其御靈寶。降し給ふ。今云。御是実とて。御灵の託
俗云。神あり。神社。故上は五伴緒の所とは。文を隔て。御宝
の御神。神あり。故上は五伴緒の所とは。文を隔て。御宝
は。も。れ。次。の。連。祢。云。是。然。ま。れ。此。四。柱。神。の。御。灵。実。と。は。
咫鏡。は。添。戸。從。へ。て。降。し。給。は。と。彼。五。伴。緒。神。と。天。忍。日。命。
は。現。御。身。あり。故。了。古。事。記。に。此。次。了。各。某。氏。之。祖。と。注。し。
る。を。常。世。思。兼。神。と。は。御。靈。神。あり。故。の。子。孫。を。は。奉。
に。只。そ。れ。鎮。座。の。處。を。注。せ。了。神。と。現。身。を。云。と。如。く。凡。て

此差別ありぬども其分ちを云は共小多々同じさま其
神と云ふる伊勢の天照大御神を云は高天原に坐して現御身を
も伊勢の伊勢の御祭る御身を云は共天照大御神と申す
て其御名も差別なき如く他神も然あるを世の
識者この差別なき事多記を故に神代紀の五部神を
事の小れて混はしき事多記を故に神代紀の五部神を
擧とせしむ。此等此御名を擧さゆも現御身は非ざる
故あり。此等を以て現身と御霊と此差別あるを覺
る。今ゆく云ふ説とも凡て師説を翻按へる説
古事記の此段を脱し考へ得らぬ其子見屋命と思兼神
と同神の坐しを考へ得らぬ其子見屋命と思兼神
記曰渡りて傳を補ひ兒屋命と思兼神と同神あり古事
考得て記せる故に其説や違なきこと能は文然れ
ども此段の神名は現身と御霊との差別ある由を考へ
得られし説り万世を通りて動かしき説あり用む
と云ふ右の謂あるが故に其隨うの昏写はし能は
又已が考ふ小合せてや語を易し事もあるに師云

と擧むこと如何ある故に己が説の如く此段の徴
記せり見む人その心して見分はし。乃て此段の徴
まゝ第六十段に傳ふも委曲の辨はる如く天兒屋命思
兼神も同神なゆ。古事記も其二名を擧て現身は所
は天兒屋命と記し御霊は所は常世思兼神と記せる
也。現身と御霊との差別を令知する文あり。其大兒屋命
此神天降りて現身の所は此以來思兼神と申す語り傳
ふに故に現身の所は此以來思兼神と申す語り傳
神の石屋戸段に始めて御名を出し給ふ所なり其方
のたきても思ひ議りの御功高く今も此竟てかく御
天降れ事を以て記せる物あり現身の所は命と昏き
の御名を以て記せる書る心ありし文法なりと
見ゆ故に成文なり其文法小效はし記せり。乃て古
事記の常世思兼神の次は手力男神天石門別神の二名

○

○二六

を出せれど。此を同神の異名あれど。一名を除き。布刀玉、
神。萬幡豊秋津比賣。命此名を補する由は。徴み委く論ず
れど。今更の云ん。あ本次第の傳り云ふを見べし。○護齋之鏡三面。子鈴
一合は。大倭本紀の。天皇之始。天降來之時。共副護齋鏡三
面。子鈴一合也。と有ゆ。採ねるあり。徴み云へるが如し。
然て其、三面は鏡。まゝ子鈴一合は。何の要ありしと云と
と。次段の釈くを見る。○副賜の。師云。副も皇美麻命
の副あり。賜も授賜あり。云と崇禋の附。○吾天原とは。
即大御神之所治者に。天日御國を詔す。○所御也。
斯呂志米須とも。伎許斯米須とも訓べし。まゝ同じこと

なり。○齋庭の。舊訓の由迹波と訓るが如し。此は大御神
此。大嘗記のし食に。齋の淨め。齋庭を云ふと。下引
く壽詞の文に。齋場は准りて知れし。○總も。古語拾遺の。
齋庭之總是稻種也。有り。此は大御神の。御自ら撰ひ志
るし免の種あり。或説み。齋庭之總も。天上ある齋田の稻
やとも云へり。師云。齋庭は總也。唯も神を祭賜ふ料のみ
考合はば。師云。齋庭は總也。唯も神を祭賜ふ料のみ
の是非。新嘗此料の稻あり。上代の新嘗は。神は献るの
みの非。自所聞食し。人も饗賜ふ中のみ。みびら所聞
食ことを主とせ。今云。此事は。才四十二段の是を以て。
吾天原所御有り。此御字をもて知れし。○吾兒とは。今

此種を依り賜ふ御孫命ハ更ふ。継躰の天皇命此御
裔を遠くかけて詔する御語なり。○當御も舊訓ハ麻加
世麻都流と訓ふに従ふ。令蒔奉る。此葦原中國
の持降りて殖著てき。食む種稻。依り賜へる由
也。是より前ハ葦原中國の稻を殖と依り須佐之男
命ハ天須佐田小須佐田を定給ひし事也。後ハ大名年
遲。少名年遲神相並ばして國作給ふ時。天上より稻種
の墮し事有りて。大地主神の營田の事有り。是らの事ハ
段才九十一段才九十七段。然れども其ハ不宣し。此種ハ
あとの傳を見て知べし。ハ非ぞやけむ故。今ハ大御神ハ齋庭ハ所聞食ハ稻

種をば依賜ふは。諾し。皇大御國の稻ハ。万国ハ
比類なく美多記事。此種ハ多事。其ハ別
記せる物也。此ハ淡也。

原水穂國者吾子孫可王土地
也皇我宇都御子皇美麻命就
而御坐此史天津高御座而為

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

於是天照大御神御手捧持鏡

劍賜而言壽詔曰大八嶋豐葦

原水穗國者吾子孫可王出地

也皇我宇都御子皇美麻命就

而御坐此出天津高御座而為

安國平然。天津日嗣。出瑞穗。爲
天御膳長。御膳出遠。御膳於萬
千秋。出長五百秋。安然所知。食
於齋庭。此出鏡者。專爲吾御魂
而。如拜吾御前。令坐同殿同床。

而。宜齋奉寶祚。出隆當與天壤
無窮矣。詔而復勅天兒屋命。亦
常世思。天太玉命曰。惟爾二柱
兼神。神亦侍同殿內。而取持御前事
而。爲政焉。詔矣。故此二柱神者

并祭佐久久斯侶伊須受能宮。
次天手力男神萬幡豐秋津比
賣神者坐佐那縣此者御戸開
出神也次登由宇氣神此者坐
外宮出度相次一鏡者天照大

御神出御靈名天懸神一鏡者
天照大御神出前御靈名國懸
神今崇敬木國名草宮而解祭
大神也次一鏡及子鈴者天皇
出御食津神朝夕御食夜護日

マモリトイツキマツル。オホカミ。イマセマケマキムクノ。アナシノ。
護齋祭大神。今所坐卷向穴師。

社而解祭大神也。

於是ハ。右此種クノ物等。依賜ハ。事を承。了。了。○鏡劔
ハ。即上ノ天璽二種。此神寶。あり。○捧持ハ。さし上げ持
了。然れども。必しも。指上。じとも。貴物を。恭志。く手。小持。れ
流を。如此。云ふ。は常ノ言。なり。○賜而ハ。大御神ノ大御手
了。了。皇美麻命ノ御手。小授け賜。ふ。了。了。○言。壽。詔。曰。也。即
此ノ本文。小採。き。る。大殿祭詞。天津璽。乃鏡劔。乎捧持。賜

天言壽。古語云。壽。保。企。宣。志。久。云。く。と。了。了。富。具。て。小

言。此。例。也。万。葉。十。八。小。知。等。世。保。久。等。曾。十。九。小。千。年。保。伎。

保。伎。吉。等。餘。毛。之。惠。良。惠。良。尔。仕。奉。乎。見。之。貴。左。ま。し。小。

禱。豐。御。酒。尔。吾。醉。尔。家。里。あ。と。猶。あ。り。云。く。止。国。保。伎。命。世。記。の。

支。あ。と。と。見。え。と。り。了。了。富。具。也。は。も。息。吹。て。他。を。祝。

小。行。の。有。流。より。出。て。凡。事。祝。ふ。事。を。富。具。と。云。い。言。も。

て。祝。ぐ。を。言。富。岐。と。云。了。と。聞。ゆ。る。こ。也。既。小。云。了。了。六。伎。五。

百。本。部。連。の。所。ま。と。亦。百。三。十。一。伎。天。言。夫。伎。也。云。ふ。も。同。

語。あり。他。を。賀。ふ。を。寿。れ。と。云。了。命。の。長。き。は。う。と。諸。越。了。了。

事。の。以。き。より。轉。り。て。命。長。き。を。寿。と。云。い。再。轉。り。て。凡。
小。命。と。云。べ。き。所。み。も。寿。と。云。る。こ。の。有。り。俗。人。誤。り。

て、言夫使と云ふ語を、伊能知と云ふ、同じことと心
得る人の年数は、云ふ、おとぶき若子、あど、哥文、おさ月
昏く人の、何る、ハ、甚
じき非言あり。○吾子孫と、阿賀美古能都、藝云、と訓
治し。○可王之地也。は、伎彌登坐倍伎久迹那里と訓治し。
前段、お引とる。御世初の詔詞、高天原甬事始而、天皇御
子之阿礼坐牟弥継、尔、大八嶋國將知次止。天坐神之依
之奉之隨。云くと有、成、ハ、即、あ、の御言を詔へり。○皇哉と
は。加茂翁云、皇祖神の自、わ、り、詔ふ、好、り。後の宣命、万葉、ハ
も。天皇自、わ、り、如、此、宣、い、し、あ、と、有、り。今、云、歷、朝、の詔、詞、ハ、
宇、頭、乃、御、手、以、云、と、い、ひ、あ、り。○宇、都、御、子、と、は、高、く、嚴、
じ、御、子、と、云、ふ、と、好、る、義、ハ、既、云、り。○皇、美、
の、傳、見、べ、し、○皇、美、

麻命も既、お出、ふ、り。の、傳、見、べ、し、○就、而、は、舊、訓、ハ、伊、傳、麻
斯、氏、と、訓、る、と、從、ふ、治、し。葦原、中、國、ハ、行、坐、て、好、り。○此、之、
天津、高、御、座、と、い、ふ、前、ハ、奉、坐、天、都、高、御、座、而、と、何、る。御、座、を
指、て、詔、へ、り。○為、安、國、ハ、も、と、安、國、止、と、有、し、を、如、此、ハ、文、
成、せ、り。其、ハ、凡、て、此、類、ハ、治、止、て、不、辭、を、考、ふ、治、し。現、御、神
止、大、八、嶋、國、所、知、食、好、と、有、る、止、は、師、説、の、如、く、尔、豆、と、云
む、が、如、く、好、る、が。其、ハ、現、御、神、止、坐、而、と、も、あ、り、皇、止、坐、父、
あ、る、お、て、安、國、止、所、知、食、好、と、云、ふ、止、は、安、國、為、氏、と、云、む
知、べ、し。是、を、以、て、為、字、を、當、て、文、成、せ、り。下、文、の、為、天、御、膳
と、知、べ、し。○平、然、也。も、や、平、氣、久、と、有、し、を、此、氣、久、と、云、ふ

辞の然字を當とるあり。此も諸越の字唇をを○天津日
嗣之瑞穂云く。瑞穂は前岐の依賜へる斎庭の稻穂あり。
其も師説の天津日嗣。万葉歌には安麻能日継とも詠め
る。此は天津日大御神の。大御任を受傳坐て。其大御業を
嗣くみ知看以由の御稱あり。天武天皇紀に皇祖等之騰
と注せられし。唇紀より漢国にて天子と云者の位の
うすみ用ふる字を唇紀をば凡てみかアツヒツギと
訓めし。此御位は嗣給ふ清き儲の皇子也。日嗣御子と
申し奉りて。皇太子は字を當とる。斯て右は意の必動ま
る。誰も然思ひ定めて有ぬ清き物あれど。別み令一の
考へて。嗣を借字給ふて。天津日大御神の。給寄し賜ふ物

を受納れ知看以字。天津日嗣所知とは申は。給寄し賜
即天下の百姓の奉進る。諸の御都岐物あり。是御都岐物
即天照日大御神は。天皇の給寄し賜ふ物あり。御都岐物
城平兼盛集り歌の。比都岐物とて。然て御都岐物の
都岐も。供給の意なり。今の俗言に物を都久流と云も。本同
じ。然て給ふ上とる人たり。下ある者も賜ふり。限はる
如く思ふ。給ふれど。然らば。下とる上とる。賜ふり。云ふ。故
朝廷の奉進るを。比大御神あり。給寄し賜ふ種も。物
美都岐と云あり。比大御神あり。給寄し賜ふ種も。物
此中ふは。稻を主とせ。其由は。高天原の所御は。斎庭
の穂を寄し賜へ。是あり。然て康治元年。大嘗會中臣。寿
詞。天都日嗣乃。天都高御座。仁御坐。天都御膳。遠長御
膳乃。遠御膳。止千秋乃。五百秋。仁瑞穂。遠平。久安。介久由

天御膳の長御膳は遠御膳と爲て、万千秋の長五百秋は、
無窮の安らけく。大嘗の斎庭の知食し給ふと形也。○此
之鏡者ハ。師云許礼能鏡波と訓べし。万葉三の許礼能水
嶋二十の許礼乃波流母志の何也。此之針以あり、志え
有む古言ハ一格あり。○專ハ師云。此を全てふ意なり。昔
の物語昏あどあも全くと云べき。此ハ此言、軽く見過
ぬま母波良と云ふ例ありし。此ハ此言、軽く見過
湾らうと云。○爲我御魂とは師云。出雲國造神賀詞ハ大穴
持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國止申天已命和
魂乎。八咫鏡取託天とある如く。大御神の御神靈を、此
御鏡取託て賜はるゆあり。然れど、天照大御神ハ御靈

は全此御鏡の坐まり物也。貴なりも可畏きかも。此大御
詔々也。め鹿忽は好見過いぞ。此ハ此言、軽く見過
の御於て申さハ高天原を看て、世を照しあど賜
ふを廣く御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
御鏡ハ其御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
高天原の坐り現御身あり。御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
神御天の御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
心ハ此御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
も此御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
も此御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
用ハ此御鏡取託て其御鏡ハ其御鏡の用も悉く此
草那藝劍と。三種を奉るが。此ハ唯其御鏡の御事を
のみ。如此懇め詔する。此御鏡ハ中にも貴く坐ること。
著明きも此をや。然るを本より三種同等あり。物ハ説か
し。或ハ玉をとも第一と思ふなり。彼

水垣朝より以來の趣の如き。○吾前とは大御神の現
て、本をよくも考ざる物あり。御身は、大御前あり。前のこと上り出た。の傳見べし。○如
拜也。伊都久我基登と訓べし。其は上の胸形君等之持伊
都久。三前大神也。伊都伎奉倭之青垣東山上あり有
る。崇神天皇卷の。於御諸山拜祭大三輪之大神前。やあ
海と同言ある。以て知はる。○今坐同殿同床云。同殿
同床ハ。師の比登都美阿良加。比登都美由加と訓れとる
の從ふ。即皇美麻命と同じ御在所同じ。御
師云。天照大御神ハ常乎高天原の大坐して。下々下
る諸民までも。自れあして。瞻奉る大御神の坐は。御孫命

也。直ハ此高天原の坐以現御身ハ御前をこそ。此國ハ
め。拜祭也。給ふ。給ふ。別ハ此御鏡を御霊として。祭給ふ
也。詔ふ。如何と云ふ。大御神ハ高天原の留坐し。御孫命
は。此國の降坐して。是とて。天と國との往來絶る際にして。
遣ふ。隔り給ふ。御別は。給ふ。故ハ。今もて。吾御前ハ侍坐す。
親近く拜奉り給ふ。如くハ。今もて。此鏡を祭り給ふ
と。如し。故天津日を。直ハ祭給ふ。御事ハ。祀好也。諸人も
此意を思ふ。今云。此師説也。今日ハ。瞻奉る。天日を
の。出さる。今ハ。説ハ。廢り。如くハ。諸天日也。予ハ。三大考。并ハ。天
説。并ハ。天照大御神。を。如くハ。諸天日也。予ハ。三大考。并ハ。天
原。も。て。天照大御神。を。如くハ。諸天日也。予ハ。三大考。并ハ。天
神。と。ち。も。往。く。ハ。集。ハ。給。ふ。御。國。あり。こと。上。ハ。云。ハ。如。く

かぬ。直又祭給ふ御事。無とも諸民までも違ふ。拜み奉りて。其御冥の由を尋み奉らむ事。難有まじき事。日おそ。然るに今。伊勢大宮へ諸民も参らる。古の諸民の参り。拜むこと。禁めさせ給ひし。今も其古の令を守らむ。諸民も此大御神を。不たみ。拜み奉らる。在へき。は。彼さひ。た。る。や。藩国の人ども。さ。天。日。を。日。く。必。拜。み。を。欠。ま。じ。き。事。と。思。へ。る。○寶祚も。多。く。書。し。其。事。を。記。せ。る。し。多。く。を。や。之。隆。は。阿。麻。都。比。都。岐。能。美。佐。加。延。と。訓。る。の。從。ふ。は。前。と。隆。と。あ。る。訓。は。從。ひ。て。隆。○當。與。天。壤。無。窮。矣。と。訓。ふ。坐。事。と。文。し。と。惡。り。き。○阿。米。都。知。能。牟。多。伎。波。美。那。加。流。倍。斯。と。向。る。の。從。ふ。は。前。日。無。窮。を。師。訓。り。て。登。許。志。開。と。訓。但。し。與。を。牟。多。し。う。と。能。く。思。へ。む。曰。訓。は。從。ふ。を。冒。し。き。但。し。與。を。牟。多。と。訓。る。は。曰。訓。の。非。文。の。出。て。其。傳。は。注。せ。り。○復。勅。天。兒。屋。命。亦。云。常。世。と。皇。美。麻。命。又。詔。ふ。御。命。あ。り。○復。勅。天。兒。屋。命。亦。云。常。世。思。兼。神。

天。太。玉。命。曰。は。此。二。柱。神。の。現。身。と。御。靈。と。か。兼。て。勅。ふ。大。命。あ。り。其。由。は。才。百。三。十。三。段。の。徵。の。委。曲。○惟。く。師。の。夜。余。と。訓。れ。し。向。の。從。ふ。は。此。と。他。を。呼。起。以。辞。あ。り。俗。今。余。と。も。云。こ。と。有。る。を。思。ふ。べ。し。○爾。二。柱。神。亦。云。く。は。大。御。神。御。親。の。大。御。靈。也。皇。美。麻。命。と。同。し。御。床。の。坐。奉。り。て。齋。祭。を。給。予。と。詔。給。い。し。を。承。て。爾。二。神。も。そ。の。同。殿。内。の。侍。ひ。て。現。身。は。御。孫。命。の。御。前。の。仕。奉。り。御。靈。は。吾。が。御。前。の。事。を。政。し。給。予。と。勅。予。る。形。也。○御。前。事。と。は。あ。は。は。出。ぬ。は。大。御。神。の。御。靈。也。天。下。の。万。事。也。御。思。し。慮。分。以。定。賜。ふ。御。政。を。云。ひ。顯。か。皇。美。麻。命。の。天。下。の。百。姓。を。惠。み。治。○三十八

久志侶とも。佐古久志留とも有也。神功皇后紀了の折は、仁徳天皇段の玉釧見え。継躰天皇紀の矢自短矢盧釧あり。鈴を志ぐく。万葉一の釧著手節乃崎九の吾妹兒著るる云ふ久志呂の有あむ左手此吾の奥手オウテの纏て去来しを梅オウテ同巻の玉釧まの突串呂好と見えて。此物のおと。師の冠詩考の詳の説ゆぬ。物後了の絶よときは。今京の至ては。其名を致の人知ぎまけるのや。和名抄のも。釧字をばアゲ知万岐と志るして。久斯呂てふ名をば出片漢語抄云加奈加岐一名久之路と云ふ。若くは字形の似る。故の釧字の訓を誤りて。此字もも附る。思ふ。此釧字分裂也。

と云注も有ぬ。五十鈴の枕詞の佐久志居も是れ。臂のまゝ釧の非ざるのや。思ひしごとく猶然と是非久志呂の彼万葉九あふ。久志呂尔有奈武と云歌をも六帖の櫛の歌と志す。顯昭袖中抄此を辨へて。くは名環在臂上名釧と云り。と云るは。さしは。古書の物のちろく見ると人あれば。あてけり。かきまは。古書等のの向釧字をも。寫誤して。或は釧。或は釧あし。作る成。万葉の釧をかき。古事記下巻の釧と作り。是らの誤字思ふ。近紀世と好む。契冲。荷田。大人。吾師あ。継く。別る。米らね。釧の事は明ら。あ。思ふ。此。佐久斯呂は。形今少し詳あり。其故の私記。釧の口は裂。釧と云む。直の佐久釧と。其裂と。釧を著し。ら。む。此事冠詩考

おもいぶく。是て、釧と鈴を一つ云ふ。や有む。釧より、鈴
を於く。物あり。有む。其、鈴の形より、折ら。し。五
十、鈴と連け。し。心。也。故、熟、思ふ。故、古、の、鈴、は、種
種、の、形、様、あり。し。思、し。け。ば、釧、の、鈴、も、一、種、あり。て、他
は、是、は、異、あり。け。む。今、も、取、路、於、鈴、其、外、も、尋、常、の
見、て、も、形、種、有、り。て、釧、は、其、の、甚、く、異、あり。古、物、の、遺、物、を
貫、て、臂、の、纏、く、を、云、ふ。名、あり。て、其、鈴、を、除、て、別、の、釧、無、き
物、と、聞、え、て、履、中、天、皇、紀、も、ふ。手、鈴、と、云、ふ。外、の、鈴
釧、あ、ら、び、必、ず、鈴、と、云、は、し、異、国、の、釧、と、云、物、と、其、
さま、異、あり。べ、し。ま、玉、釧、と、も、あり。玉、を、著、し、る、も、有
し。然、れ、ど、釧、の、鈴、一、種、あり。て、釧、即、鈴、あり。故、の、裂
釧、と、は、云、ふ。は、べ、し。然、手、の、釧、を、ま、死、し、観、た、め

万葉曰、手玉鳴る。と有るを思ふべし。故、釧、の、著、明、の、
皇、後、の、足、結、の、小、鈴、と、も、あり。○伊須受能宮、の、師、言、ふ、と、伊
勢、大、御、神、の、宮、あり。神、功、皇、后、紀、に、五、十、鈴、と、書、は、し。此
は、地、名、あり。て、五、十、鈴、川、五、十、鈴、原、あり。と、云、ふ。名、け、し。由
を、詳、し、く、交、し。言、は、し。太、田、命、の、言、は、し。倭、姫、命、世、記、
に、天、上、より、美、宮、と、見、定、め、坐、て、天、之、逆、太、刀、逆、鉾、金、鈴
を、投、降、し、給、ひ、し。と、あり。と、白、せ、る、事、を、記、し。て、中、の、疑、
心、を、此、説、子、用、ひ、ら、は、し。様、と、見、え、し。故、今、考、ふ
海、の、篤、より、出、し。る、名、あり。然、思、ふ、由、は、古、事、記、に、神
武、天、皇、大、后、の、御、名、を、伊、須、岐、比、賣、命、と、申、は、し。其、御
母、の、廁、の、入、坐、は、時、の、神、矢、の、富、登、を、突、は、り、て、驚、き、立、走、り。

伊須く岐之故の負坐る御名あゆ由見えとゆの。此名を
日本紀了は五十鈴姫命と何。然れも伊須受伊須く岐
同語と聞也。凡て五十と借字は書し事ハ誰も知れ
如し。然るの大殿祭詞の取葺計魯草乃噪伎無久。古語云
御床都比能佐夜伎夜女乃伊須く伎伊豆都志伎事無久。
と云、文何。夜女の女ハ目あり祝詞考は夜女被此合せ
て思牙は伊須受とは。噪し記云言と聞也ゆとも。此大
宮處ハとも。浪音不聞國風音不聞國弓矢鞆音不聞國と
儀式ハも見えて。最も静くき慮あるの。かく云ゆも。大御
神の鎮坐さゆ。以前は篤薄あどゆ原ありけむ故の名也

ソ、ギス、ギは
同言あること
亦此五岐云り

聞えとり。其は倭姫命世記の。此原の宮敷ませる時此事
を。詔物部八十友諸人等五十鈴原乃荒草木根荊掃比。大
石小石造平豆云く。と有るをも思ひ合きゆし。此事の
と云ふ物りも見えとり。此ハ安昏ハあり。けて大殿祭
詞のりて。猶思牙は篤薄ゆと薄ゆと云ふ草名も。風ハ蘓
蘓岐て。伊須く岐鳴り負ある名也聞也。薄ハ和名抄
生。曰薄辨色立成云。草草盛也と有て。何れもス。草聚
え。日本紀私記了。薦ス。木と何り。宇昏ハ草稠曰薦と云。
赤漆衛門集の。明てしこの。花ハ。我ハ。路の細竹為酢す
見。の。万葉モ。妹ハ。我ハ。路の細竹為酢す
我。の。万葉モ。妹ハ。我ハ。路の細竹為酢す
草。の。万葉モ。妹ハ。我ハ。路の細竹為酢す
ス。キと云。の。万葉モ。妹ハ。我ハ。路の細竹為酢す

毘古神段の伊勢之狭長田と云。此地の事あり。此の伊勢と云はるは。上の伊須受宮まじ外宮に續けり。然して此御社を狭田長田の義に云はれしは借字あり。然して此御社は神名式に伊勢國多氣郡佐那神社二座是あり。大神宮式に凡大神宮年限滿應修造者遣使孟冬始作之神宮七院社十二處云々と云。十二社の中の一にして二十年に一度造改らる社あり。或説に二座を手力男神と若那賣神と上より出たり。此神の此社に坐し居り。縁あり。やまの地名の因て後人の推當に定し居り。詳あり。はて此御社を今多氣郡佐那の仁田村と云ふ在り。大森社と申は。村の西方佐那也。今佐那谷として。一谷は。大谷の

て。八村ある處に有る。鎮座按に佐那縣の佐那也。獲の坐し居り。地名を負へる。非ざる。但し前は。この神の御言に伊勢狭長田伊須受の川上にお到らむと詔給へり。依りて佐那縣と元より名を別れ。前後違ふ。如くあれども。後の名を始へ廻りして語り傳ふ。常の事なり。然れども。○此者御戸開之神也。佐那縣に即此神の御縣あり。此を奈と作し。其も倭は。即上件佐那神社二座云ふ。本と有り。其も倭姫命世記に。御戸開神二座。天手力男神。栲幡千姫命と有る。知はし。度會延經が神名式考證に。佐奈神社二座神。御戸開神と云ふ。はて天手力男神。大御神の幽居らる。石窟の戸を開給はれ。御戸開之神と申さむは。然

云く。云、此神性より負坐る御名。委く、才百三十六段
大宮能賣と申は名也。如、大宮の侍ひ、謂也、此善言美詞
故以て。大御心を和し奉る。此謂の因りて。負坐る御名が
由を。如此數神の誤り來りて。他神多ちあり。此例多
かる事は。上のも下のも論ず。如し。但し、宇受賣命と
を同神と為て。忍穂耳命の后神あり。迹く、藝命の御母
と云、説了りし支あり。と思ふも有べり。此、實に忍穂耳
命の后也。豊秋津比賣命の御女。玉依毘賣命の坐と。才
三十七段。了見え。如く、あはれ。豊秋津比賣命の忍穂耳
命の。御外姑の坐し。迹く、藝命の。御外祖母の坐し。故
の妨あり。但し、かく言、さむりあり。旧説了り目あり。と
らひ人は。ある心や。思ふも有べり。れど、心よ平のし
て、上のも下のも云、説了りて。熟く考へ通し。とらひ後
に、其疑ひの暗。何て伊須受宮の相殿神の。上の注せる如
く。

天兒屋命。兼、名、思、天、太玉命。外、了、し、を、雄略天皇の御世

の。豊宇氣大神を。今、外宮の遷奉らむし時。大御神は
御託まして。天兒屋命。天太玉命を。外宮の相殿の坐し。皇
孫命の陪奉也。かの御戸関神二座也。伊須受宮の相殿と
為給了。此、事、国史官牒の類。其傳を載り。其文、才百
三十三段の徴也。雄略天皇、卷、外宮。是を以て。延暦の内
鎮座の所。引て委く説くを見べし。是を以て。延暦の内
宮儀式了。天照坐皇大神宮。所、稱、天照意、同殿坐神二柱。左、坐、
方、稱、天、手、力、男、神、也、矣、御、形、坐、右、也、矣。此、雄略天
方、稱、万、曆、豊、秋、津、姫、命、也、矣、御、形、坐、左、也、矣。然、る、を、師、の、古、事、記
皇、の、御、世、よ、了、後、の、趣、を、記、せる、如、也。然、る、を、師、の、古、事、記
須、受、能、宮、の、并、祭、る、と、ある、記、了、依、て、天、兒、屋、命、太、玉、命、と、
相、殿、と、云、説、を、も、天、手、力、男、神、豊、秋、津、姫、命、と、い、ふ、説、也、

誤りと定られし。児屋命、思兼神の同神ある事と、右の
由縁とを、并不得らまざり。故あり、委く、徴了論へる
を、見る。然れば、神名式、佐那神社二座と、河内御社、内
宮、相殿、遷奉、御戸開、神二座、本社、有らば、

柳、かの石屋戸、彼、天、思兼、神、亦、名、児屋、命、と、布、刀、玉、命、と、
招、事、比、張、と、し、奉、大、御、神、を、新、宮、の、移、奉、り、て、後、
え、石、戸、開、の、事、の、も、と、ら、勞、き、坐、る、天、石、門、別、命、亦、名、手、力、
男、神、と、大、宮、賣、神、亦、名、天、宇、受、賣、命、と、御、前、の、侍、御、門、を、
守、り、て、仕、奉、り、給、ひ、此、御、天、降、命、の、時、の、其、四、姓、の、現、身、と、御、
矣、と、を、副、給、ひ、勅、して、天、児、屋、命、太、玉、命、の、御、前、の、事、を、政、
之、め、給、へ、る、が、ま、し、後、の、御、記、ま、し、て、児、屋、命、太、玉、命、外、
宮、の、相、殿、の、坐、に、皇、美、麻、命、の、陪、給、ひ、て、御、親、の、相、殿、了、り、
御、戸、開、之、神、二、柱、並、祭、ら、し、め、給、へ、る、事、は、了、り、神、名、式、の、
實、を、思、ふ、了、悉、く、御、契、ある、事、ある、給、へ、る、事、は、了、り、神、名、式、の、
阿、波、國、各、方、郡、の、天、石、門、別、八、倉、比、賣、神、社、大、月、次、新、嘗、
御、社、あり、仁、明、天、皇、紀、の、承、和、八、年、八、月、奉、授、阿、波、國、正、八、
位、上、天、石、門、和、氣、八、倉、比、賣、神、從、五、位、下、清、和、天、

皇紀了、貞規七年二月、正五位下、天石門別八倉比賣神、從
四位下、同十三年二月、從四位上、同十六年三月、正四位下、
楊成天皇紀、元慶三年六月、正四位上、同見、長、此、
寛勳文、天慶三年二月、為正三位、と、河、社、あり、此、
決、免、了、右、乃、佐、那、神、社、の、坐、に、二、座、の、中、乃、比、賣、神、を、移、
志、齋、へ、る、社、あり、右、の、社、号、を、ふ、の、見、て、天、石、門、別、神、
然、か、が、ら、移、せ、り、と、聞、え、お、の、准、了、り、佐、那、神、社、二、座、も、
此、二、神、あり、べ、し、と、思、は、れ、ま、し、た、一、神、の、天、石、門、別、
八、倉、比、賣、神、と、申、に、御、名、あり、其、の、神、名、帳、も、と、其、體、裁、の、
司、の、の、向、く、の、記、せ、る、物、の、故、了、り、國、の、必、二、座、と、
別、ある、が、阿、波、國、の、帳、の、例、と、し、て、二、神、あり、必、二、座、と、
記、して、譬、へ、て、天、村、雲、神、伊、自、波、夜、比、賣、神、社、二、座、倭、大、國、
玉、神、大、國、敷、神、社、二、座、あり、記、せ、り、然、る、の、社、了、り、二、
座、と、云、は、れ、別、字、の、下、の、神、字、あ、け、れ、ば、一、神、あり、こ、と、著、
明、か、其、は、此、社、了、り、並、ひ、て、同、郡、の、天、石、門、別、豐、玉、比、賣、神、社、
也、申、は、社、も、阿、了、斯、て、此、各、方、郡、の、和、名、抄、の、各、方、西、郡、名、

○

○四十七

方東郡と。二郡の別ち載るゆが。國人の尋ねれば。今は名
東郡。名西郡と。字音の呼ぶ由りて。八倉比賣神社。豊玉比
賣神社ともいふ。名東郡なる。佐那河内村と云ふ在り。天磐
戸別社と稱ふと云ふ。然れども。名方と云ふ郡名を。伊勢の
佐那縣に坐す。御戸開神の一座を移して。二社の齋牙を
ぞ。本居は^{モト}地。名をも移せる由りて。舊に佐名方と號す
を。後小佐を省きて。名方と爲し。故に著明なり。此を
諸国郡郷の名。或は二字の約めて好字を用ひし故の事
あり。猶諸国に是をもて和名抄の^ナ名方。奈加多とを昏ま
の移り類に計ふる暇あらば。まは是の因りて思ふ
は。佐那神社に坐す。栲幡千比賣命に示名を。八倉比賣

命とも。豊玉比賣命とも申す。炳焉。然るに八倉比
賣と申す名の趣。まは。大宮能賣神。亦名天字。其功績の由
り。其に八倉といふ。石倉の義ありて。石倉やがて石窟なり
は。彼石屋戸を開く功を稱へる。かくも名付けき物なり
也。然思ふ由り。伊豆。国加茂郡。伊波久良和氣命神社と
云ふ。在りて。天石戸別命の別名と云ふこと。未五十七
賀郡。石倉命神社と云ふも見えたり。猶那亦若くは。石座
義ありても有む。倉も座母水は同言なり。用ふ意ハ少
く異あり。座と爲らむ也。大御神の隱坐す。石座の戸を
開く有功を美し。意ハたし。諸国に石座。まは石鞍
の中。小参河内宝飲郡。石座神社あり。今大宮村と云ふ
在り。所の鎮守ありと云ふ。大宮能賣命と申す。御名に因

あきみえ けて豊玉比賣命と申は名と。第百五十四段の
非はる。 大海神の御女。同名の神と有て。異なる義なき美稱好
了。然るに此天石門別豊玉比賣神社の同郡の和多都美
と考ふ。此を適に同名の神の同郡の鎮坐する。固
より由緒ある事と非。但し天石門別豊玉比賣命亦
各萬幡豊秋津比賣命の御女。玉依毘賣命と申は有て。
忍穂耳命の天后とあり坐し和多都美豊玉比賣命の御
弟とも玉依毘賣命と申は在りて日子穂と出見命の御
天后とあり給へる。是も偶の事と有れど信み察し
き事か。ゆゑ是に因て思ふ。山城國葛野郡の天津石門
別稚姫神社。名神大月と載られし御社也。決めて萬幡
豊秋津比賣命 亦名大宮能賣命。亦名天字受賣命。亦名天
賣。別御名ある。此御社の事を清和天皇紀貞現元
年五月の事と云ふ。天照御門神と見え

同七年六月の如きは山城國從五位上天津石門別稚姫
神列於官社と見えたり。此社の出と猶委くハ才四十
六段の傳に注し。彼此思ひ合せて。此比賣神の御名の多記
せざるを見べし。然らば彼五伴緒神の如く。天字受賣命
共の副賜ふ如く。豊秋津比賣神と云ふ。二種は御宝と
る。其御名を降し賜ふ物と知べし。○次登由宇氣神。師
云。由字は用を写誤れるゆゑ有む。此御名も古層と云
ふ。何れ由字の切りあり。されば登由宇氣と
と云ふ。例の見え。故由を姑くヨと読べきあり。ゆゑ
此段も五伴緒神も。ゆゑ常世思金神と云ふ。皆上の其事
を擧て。然て此二柱神者と云ふ。下は各其神と云ふ注
なり。然るに此豊宇氣神のみハ。上の御名を擧て。此
おかく出とるは。上の思金神と云ふ。連擧する如く

宮。出たり彼、天皇の外宮の例あり。中にも東常宮と、続紀
の意あること、はて外とは、元より内ウチの對カふ意の名はあ
と明アけし。内宮外宮と對カふこと有れ。古より五
十鈴宮を、内宮ウチノミヤ申は、おのり無ナり記。延喜式などあり。二
宮、成並、津、奉とる処あり。五十鈴宮を、大神宮とけみ云
す。天皇の御も、外宮をば外宮と云ふとも、常の太宮を。
内宮と云ふとは無ナり。此も然有べき事あり。三代實錄
の内宮と有るは、古本も同宮とあり、其必の文意
を考ふるは、同宮あるは、決し、内字ハ誤あり。はて
豊受宮を、外宮と云ふは、古書には、此より外ウチのは見え
ぬ。式部ノとも、度會宮、内ウチ豊受宮などけみ有る。其本

は、大神宮の外宮ありとも。豊宇氣大神の鎮坐しては、
其神の宮あり故なり。古事記には、本よりけみ名を
舉て、此神其宮の坐と云ふあり。然るを師の考み、内宮の
奉り、外宮の坐、其荒御魂を、斎奉りて、豊受神、其相殿の
坐、神ありと云ふは、其甚謬あり。其、豊受神を、相殿の
坐と云ふこと、更み、相殿の神護景雲元年の詔あり。
等由氣宮と見え、其を、其宮を、呼ばせ、由あり。ま
りとも、相殿神の御名を以て、其宮を、呼ばせ、由あり。ま
りとも、大御神、和御魂、外宮の、其荒御魂と云ふこと、更
み、依所あり。凡て師の和意荒御魂と云ふこと、當り
ぬ。説多し。此事は、神功皇后、般み、委曲の辨、牙云、傳し。
然
るに、伊勢の神名祕書と云、書み、村上天皇、御宇、祭主、公、節
之時、皇大神者、奥座之故、号、内宮、度會宮者、外座之故、申、外
宮、始、出、自、此、時、也、と云、す。此、説、信、み、然、る、べ、し。是、の、依、り、也。

内宮外宮と申すは、此御時より始りむ。延喜式か
やまては、此稱見えしは、西宮記かどか至りて。
始りて二宮を、大神宮外宮と云、内宮外宮とも擧らむと
す。日本紀略長保四年於此。伊勢外宮云々も見え
り。まゝ百鍊抄後朱雀天皇長久元年於此。外宮の御事
を大神宮外宮と云ふことあり。此の古の意は、
叶すは、但し大神宮とも、二宮を合せて申す意ありて、伊勢
外宮の謂は、村上天皇の御世より、内宮外宮と申
は、外宮と云、稱の古より有るに就て、新に内宮と
云稱をも始りて、相對して云あり。然れども外宮と云稱も、
此時より志ては、正しく内が相對し、古の意は

少く變りて、海と内宮と云は、奥の坐よりありて、唯外宮の
對言のみあり。然るは是を却て外宮と云稱より、古きこ
ゝど有きし非あり。内と宇治の地名の宇治と一の云ふ説
みして、通はし云、海とあり、混ぶべき非也。○度相
は、師云和名抄、伊勢國郡名、度會、和多良比とあり是
なり。然て五十鈴宮の御事を、垂仁天皇紀の渡邊宮とい
ひ。神功皇后紀も、百傳度逢縣之とあり。度相と。上代
より廣き名と聞えし。万葉人麻呂の長哥、渡會の存
あり、二宮を、然るは此、五十鈴宮に對して、外宮と云へ
兼し。かく云、海を思ふ。然るは、外宮の辺の地名、これを
有らば、故二宮を並言し、此の。稍後までも、外宮を

○

五十二

此時天照大御神の御霊は神鏡の副に。御孫命に授け降
 去賜りて。隨ひ崇神天皇の御世まで。大御神の御霊の副
 禁中の御座を。是ま。大御神を移し奉り賜ふ時か。
 其の禁中を出志奉り。其宮處を覓賜ふと。諸國を巡り賜
 いし時か。丹波國の鎮坐ける城。雄略天皇の御世か。天照
 大御神御託まして。今の外宮所は遷奉り給ひしあ
 也。此事あ本崇神天皇卷。十。年。月の処ま。雄略延
 曆儀式。等由氣大神宮。今稱度會宮。在度會。郡沼木。山田。原村。神名帳か。
 伊勢國度會郡。度會宮四座。相殿坐神三座。倭姫命世記か。
 豐受大神一座。相殿神三座。形鏡坐前二座。天津彦火瓊杵等
 坐太玉命形室。玉坐大。左方坐前二座。右方坐。座並大。何の此。相殿神三
 大一座と云ふと。餘二座と云ふ。後大。了。奉。賜。へ
 故分て大と云ひ前と云ふ。此相殿か。皇美麻迹。藝。命
 御坐。云。出。他。古書。所見。唯。世記
 依。然。事。は。知。り。多。是。此。記。の。大。有。る
 賜物。も。有。け。了。然。る。大。延。曆。の。儀。式。か。座。數。を。さ。す。か
 を。云。さ。れ。ば。世。記。の。傳。り。無。り。せ。む。何。の。か。り。て。う。相。殿。三
 座。の。御。名。を。知。ら。む。殊。の。迹。く。藝。命。の。式。か。其。御。社。と。覺
 る。所。を。見。え。給。は。し。是。ま。世。記。あ。り。せ。ば。其。御。社。を。祭
 り。非。は。り。て。同。し。相。殿。と。申。は。申。中。か。兒。屋。命。太。玉。命。は。皇
 御。孫。命。の。信。奉。り。給。り。給。り。あ。り。其。は。大。御。神。の。御。託。の。因。り

坐太玉命形室。玉坐大。左方坐前二座。右方坐。座並大。何の此。相殿神三
 大一座と云ふと。餘二座と云ふ。後大。了。奉。賜。へ
 故分て大と云ひ前と云ふ。此相殿か。皇美麻迹。藝。命
 御坐。云。出。他。古書。所見。唯。世記
 依。然。事。は。知。り。多。是。此。記。の。大。有。る
 賜物。も。有。け。了。然。る。大。延。曆。の。儀。式。か。座。數。を。さ。す。か
 を。云。さ。れ。ば。世。記。の。傳。り。無。り。せ。む。何。の。か。り。て。う。相。殿。三
 座。の。御。名。を。知。ら。む。殊。の。迹。く。藝。命。の。式。か。其。御。社。と。覺
 る。所。を。見。え。給。は。し。是。ま。世。記。あ。り。せ。ば。其。御。社。を。祭
 り。非。は。り。て。同。し。相。殿。と。申。は。申。中。か。兒。屋。命。太。玉。命。は。皇
 御。孫。命。の。信。奉。り。給。り。給。り。あ。り。其。は。大。御。神。の。御。託。の。因。り

ゆこ。上の説とつが如し。あむ委くは、雄略天皇卷二十

○次一鏡者云く。是より下文は、前段の採りて大倭本紀

の、共副護斎之鏡三面。子鈴一合也。とある本注の、一鏡者、

天照大神之御霊、名、天懸神。一鏡者、天照大神之前、御霊、名、

國懸神。今紀伊國名草宮、崇敬解祭大神也。一鏡及子鈴者、

天皇御食津神。朝夕御食、夜護日護、斎奉大神。今卷向穴師

社所坐、解祭大神也。と何るを、其随の採りて、少く文を成し

ゆあり。前も此、此文義を思ひ、謬りて末の一鏡及子鈴と

の御霊、社を云へりと思ひ、卷向穴師社とあるり、卷向社

と穴師社と二社を云ひ、一鏡及子鈴を合せて、御食津神

と稱して、二社了解斎奉事心つくり、其非意を

成文を記し、微み論へる事、後熟思へて、其説

は謬りある故。今かく本

書のみ、文を成せ。○天照大御神之御霊云くは、

加八咫鏡の坐、うすみ、此二鏡も、ゆ、其御霊ある由

好也。但し上は、唯の御霊と云ひ、下は、前、御霊と云

思とゆ、其は下の、天懸ハ、阿米加須、國懸ハ、久途加

云、見て知べし。須と訓、其は天武天皇紀、延喜式など、國懸を志の

訓み、令集解の、國懸須とも有れり。然る此、國懸の訓

み依りて、天懸を、右の出で訓、義も所知とす。本紀の

は、非訓あり、今も久、加須、と唱ふるを以て辨ふべし。

け、此二鏡と母。水、國名草宮の崇敬きて、解祭大神

なり。と有れば、即神名式。紀伊國名草郡の、日前神社、名

神大。月次。相嘗新嘗。日前次。比能久麻と訓べし。そは凡雅
集の當社の神司紀。俊文と云し人の
哥の各草山登るや神のたきむせむ。神さきけき比乃
久末の宮と訓み。檜隈宮とも云へはあり。然るを日本紀
延喜式あども。ヒノマヘと訓めるハ非なり。今ハヒノサ
キノ宮とも。まゝノ字音ハニケセングウとも云ふあり。
國懸神社。各神大。月次。相嘗新嘗。と何る二社。日前と
申は。即謂ゆる天懸神あるが。國懸神と二社。同域の並
坐あり。是を以て解祭とは云へ。解字も。説文ハ判也とあ
る。前ハ此字議を考ふるあり。しを忘る。はて此二面の神鏡也。
きて微の解祭と訓しハ拙ウりき。はて此二面の神鏡也。
加は石屋戸段の。初度の二面造はるが。共ハ少しして用。
らき。是。次度う造はるハ咫鏡を用ひらけと依。其初度ハ
二面あり。此事才四十五段の傳の。文ハ天照大神之前御
委く説たるを見べし。

霊と有依と是故ありて。次度の造はるハ咫鏡也。大御神の
御靈實と成はる哉。初度ハ二面も。大御神の捧りむ料の。
造はる御鏡あり故の。前御靈と申は義あり。然ハ前御
天懸國懸二神の係て申へべき言あるハ天懸神の処ハ天
照大神之御灵とみありて。前字ハきハ疑ある後人の
写し落せ。はて此二御靈を。天懸國懸神と申は義也。懸は
あり。借字ありて。炫ハあり。其ハ大御神。石屋ハ幽居坐し時ハ。天
也國也。常闇と似るハ。彼御鏡を造りて。招出志奉りし
か。天母國也。炫ヤキ徹はる故の。其は造らざる。石凝度
賣命。亦名。天。御父をけり。天照國照彦火明命。と美称
あり。況て前御靈と坐し神鏡あり也。然も稱ふはき

物あり。石凝度賣命、即天香山命ありて、天照國照彥火明命、
彼才四十六段の御子ありこと、及その谷の由緒あり、才三十七
の委く説くを傳へて、傳はて此御鏡二面あり。是時大
御神の御神躰、八咫鏡の副て、皇美麻命に授け降し給
り。隨ふ。その八咫鏡と、同床の御座しを。崇神天皇は御
世の、大御神の御正躰を。別處に齋ひ奉り給ふ時あり。今の
二面と共の、三面の御代を摸造し、欠賜ひて、其を禁中の
齋き給ひし。は。此時の、各草宮の辨祭ら給ひし。猶委
崇神天皇卷。年。月。然る尊紀由來に御社あり故
の、処り注みを見る。伊勢大御神と同じ様あり。神位あとの議あり及む。是
今も二社相並ひて、いと嚴重に立給ひ。その神職は、
氏ありて、代り、紀

伊國造と稱ふ、手置帆負命の孫、天道根命の裔あり。國
造と云は、社務を行ふこと、古の狀の存あり。天
武天皇、紀の、朱鳥元年七月癸卯、奉幣於居、紀伊國、國懸、神
海、百鍊抄の、長寬元年正月二十八日、紀伊國、日前國懸、
社焼止。於御正躰者奉出畢、あど見えと。あ、同、昏、承
四日、在、軒廊、御上、日前國懸、兩社、司申、云、四月、
十六日、國懸、宮、御戸、不慮、令、閑、御事、と、
齋紀給ひる。御圖象の御鏡、三面を。後、は、三處、恐、所、と、申
せ。此、事、も、崇神天皇の、○次、一、鏡、及、子、鈴、者、云、く、は、前、段
の、三、鏡、の、中、の、一、鏡、と、子、鈴、一、合、の、注、あり。○天皇も、古、事
記の、天皇命とも書と。師云、かく、如、く、命、子、以、添、ても
書奉る、出雲國、造、神、賀、詞、の、二、處、何、ぞ、續、紀、の、詔、詞

詞中亦見之。須賣良美許登と訓讀し。儀制
今義解。須明樂美御德。此仮字ハ異国人了。好字の
ぎりを聚欠とる不との御字おと清濁さ戸叶え交。此字
お拙て許を汚海ハ非あり。取戎。既言
論。日本紀竟宴歌の。數女良美已度。須賣とも。
須賣良とも。須賣良藝とも申奉り。羅乃支美とも。數梅
羅機。須賣良朕と。御自も詔し。天皇紀の詔ハ高
天原由。天降坐之。天皇之御世始而云くと有るは。迹ハ藝
命をも。天皇と申せるなり。然て天皇字を當奉りとも。
や上代より此事と見えたり。若は仁德天皇おと御世
の。和迹おぞの如き博士。申定免奉りし。や有らむ。然

は漢国孔丘が春秋の王を天王と昏るおと本
きて皇の天字をハ冠子奉り。彼国おても。遣の後ハ
唐高宗が時の天皇と云字を新立とる。有しりど
も。水より感とぬ。稱ある故。未通りけし。吾須
賣良等の此御字を眞の理。かうあいて。天地の
かも横の。御通足は。こゝと。動くこと。あ。變る事。あ
大御号の。御食津神云く。此處は神の名を云。非
と有り。○御食津神云く。此處は神の名を云。非
津は之の通ふ辞め。其一鏡と。子鈴一合と。二種と。天皇
の御食の神と云。朝夕の御食の護と齋祭る大神と。
言る意あり。斯て其齋する社も。下ハ二社あり。○卷向穴
師社も。卷向社穴師社と云。傍きを省。起て云。海雅言あり。
神名ハ。伊那那岐伊那那美命。大汝。卷向は。古
少汝命。おと申。同。格あり。記書紀と
もの。纏向書て。垂仁天皇。景行天皇。おとの宮敷坐る地

のて。大和國城上郡の河見雄略天皇卷三重嫁が歌の麻
岐牟久とあるの依りて其訓を知らし。万葉七の動神の音
けみ聞し卷向之檜原山今日見たりかも。十の卷向け
檜原の立依春霞ハルカスミの地あること知べし。海と七の三毛
侶の其山あみの兒等が手を卷向山は繼の宜も。まこ
此哥の如く卷向山と三諸山はと卷目け由概が高か。れ
の東北の方の並べる山あり。はと卷目け由概が高か。れ
や猶多のり。向を目とも居るの就てモクと訓えけり此
社也。神名式の大和國城上郡の卷向坐若御魂神社大月
次相嘗新嘗とある御社はあり。清和天皇紀了貞規元年
と見え。あは火産靈神と土神埴山毘賣神との御間を生
る。

坐る神あり。豊受大神の御親小坐こせ。上り出とゆが如
し。才十三段の侍み委。即それ處に説とる如く。其御名を。
稚産靈神と申は。其御子豊宇氣毘賣神の神徳也。大凡
まとも。其本は。此神の産靈の因て。其徳は成就了と聞
ゆれば。此神の御霊をも。豊受大神の御霊と共に。授け降
ち給する哉。途々藝命たり継く。天皇命け御食之神と齋
祭て給ひりむ。豊宇氣神の御具とも降し給へれど。其も
いあり。其由と雄略天皇の御世の大御神の託まて。八
波國より外宮へ迎て給ひ。欲とまふ時の御言の我
御膳等由大御神の手我許と欲とまふ時の御言の我
神の朝夕大御膳を見えと宮の御饌殿めて造り奉ると大御
外宮の延暦式御食津神と云の乃と津と通ふ詞りて。御
て御食の神を御食津神と云の乃と津と通ふ詞りて。御

食乃国を御食津斯て卷向の地の鎮座し賜する時
国と云がごとし。詳から福と。若は景行天皇於御世おとみ也。其は此天皇。
あ、み日代大宮を敷賜すをば形也。彼大膳職了坐し御
齋祭らねしと。高橋氏文の見て。此天皇の御。○穴師
卷七十二年の処にみ出せるをも。思ひ合をべし。
社は式。大和國城上郡。卷向社。み並侍て。穴師坐兵主
神社。各神大月次相嘗新嘗と載らねし御社是也。清
天皇紀。穴師貞規元年正月二十七日。從五位下。万葉七の痛
足河く浪立也。卷目。由槻が高み雲居立らし。満と卷向
乃病足之川也。往水の云。十二了。纏向の痛足乃山。古
今集採物歌。卷むく穴師の山。乃山人。人も見ゆ

み山葛せ。れを詠みて。卷向の地と相連ねる地也。是
城以て其山を穴師乃山とも。卷向山とも言ひ。其河を穴
師之川也。纏向河とも詠了。と聞えぬ。其たまし七卷
高しとも詠了。みて知べし。師云。纏向川。穴師川と
も云。卷向山より出た。穴師村を經て。西の流に。は
此穴師卷向に二社をも。解祭と云。向也。此二社の御靈實
も。禁中。一所。み齋祭。賜ししを。地ハ相連あれど。別
社。み齋。み奉らねし故。みかく云。上見え。各草宮
ろ。み相照して。此旨を曉る。修し。縣居翁の神遊考。み上
は。古今集採物。哥。字。別きて。此穴師。山の神祭。上代公よ
り。重く崇めさせ。給へば。其。御祭。の。人。も。見。む。を。思
は。其。神事。の。供。奉。る。神。主。祝。部。の。文。を。引。下。の。仕。小。借。ま。と。卷
る。人。あり。と。て。儀。式。平。野。祭。條。の。文。を。引。下。の。仕。小。借。ま。と。卷

○

○六

向社ノ祭ル神也。式ハ其御名を正ス載ス。此ハ著明
不知レ。給テ。穴師社ヲ祭ル。兵主神ト申レ。餘ノ
正シ祀神典ハ見え給テ。志ハ前ノ史記ハ封禪各漢各郊祀
名を載シ。一曰、天主、二曰、地主、三曰、兵主云々。見テ
若ハ後ノ此兵主を祭ル社ハ外國籍ハ思ハ。祭ル
大嘗ノ相嘗ハ預リ給テ神等。外國籍ハ思ハ。祭ル
祭ル社ト。一社ハ有コ。無ク。皆然。由緒
其兵主。非ラ。然レ。天照大御神ノ。此時。皇美
麻命ハ御食之神也。副テ降シ賜テ。二御靈ハ一神ハ坐
せば。由ハ有ラ。思ハ。度會延經ハ神名式ハ考證ハ。
此社。建速須佐之男命ハ食物を大宜都比賣神ハ
乞ヒ。殺シ給テ。右ノ大倭本紀ハ注を引キ。謂ク

ふ。兵主神ハ素盞島尊也。諸神記ハ八千ノ神也。其ハ穴
師社ハ卷向社也。一山ハ兩地ハ祭テ。同郡ハ稔代
神社ハ穴師大兵主神社相並シ。稔代ハ神也。即チ御食津神也。
其志を一ツ省ケ。續紀十八ハ御所代ハ美刀志ハ呂
祭祝詞ハ皇神能御刀代ハ見テ。是ハ倭姫命也。世
記ハ近江國野洲郡ハ兵主神社也。今俗ハ開曾村
見テ。天王社ト云フ。世ハ素盞島尊を牛頭天王ト稱ス。土民ノ
言傳ハ亦證ト為ス。今云素盞島尊を牛頭天王
土リ渡リ。曆法ハ傳テ來ル。時ハ吉備公ノ唐
云フ。本ハ松ノ事ハ非ズ。既ハ六十七ハ俊ハ
射楯ハ素盞島尊師子五十ハ猛神也。到テ新羅國ト阿ル。五十

○

○六十一

猛クラと言相涉ワ也。出雲國の韓國伊太カクニイ氏神社と云あり。伊太
と申の神社ふ不敷あり。信の五十猛神の然れど兵主神
坐スこと、才六十七段の既の云、るを見べし。然れど兵主神
は素盞スサノ鳥尊ニの御ミ事コト著明アハあり。と云也。此コトもと漢文の
るを其の中ミの言コト以得トしりと思モ也。此考コト予信コトの然カる考コト證コトふ本長コトう
は、限リりを擧トげてかくは記シせり。此考コト予信コトの然カる考コト證コトふ本長コトう
然カるは上カの出シと如ク。須佐之男命スサノヲノヲノミコノミコト。大宜都比賣オホイハヒヒメ神カミ亦ナラ、
宇氣母智ウキモチ神カミ亦ナラ、各オノオノを斬ツ給タマひしに依ヨて、其神の産靈ウツヒは御德ミチカラ
豊宇氣トヨウウキ毘賣ヒメ神カミ。を斬ツ給タマひしに依ヨて、其神の産靈ウツヒは御德ミチカラ
頭カビもりて、穀物コトは始め種タネく物モノの生ナ出しを、大御神オホミコのそ
を皆取ミナトちて、穀物コト養蠶コトの道ミチをも興オコし賜タマ予コトる也。須佐之
男命ヲノミコノミコト。その菜魂ナマタマの進スび。其コト織オリく宜ヨクう惣事オモホふ所思オモホして、
妨サマシげ給タマ予コトる故ユ。大御神オホミコも、石屋戸イシヤドの幽居カクレまを、八百

万神議り出奉マシりる後ノチ。須佐之男命スサノヲノヲノミコノミコトの千座チザの被物カケモノ
を負オせ。手足テヲは爪ツメをけ予コトる令オノ拔ヒキ多クる。須佐之男命スサノヲノヲノミコノミコト。其和
魂ニ相助サカけて、始ハジめて。上ウの件ケの非態ヒガマタありける事コトを、御覺ミサトり
坐マて。此御國コノミクニの降シり坐マる後ノチ。御自ミツカラも御田ミタ作ツクらる。朝夕アサヨの御
食ケをも定サ賜タマひし出シ也。既スに如クに如クに。是コトらノ事コト
十段トより、次ツギの段ダンくみ説ツく中ナカの才ス五十九イソノ天皇スメラミコ祖ムスヒ
段ダン才ス六十二ムツノ段ダン才ス七十三ナナミツノ段ダンあじみ注ツるを見ミべし。天皇スメラミコ祖ムスヒ
神カミとち神慮ミカカリの豊宇氣トヨウウキ神カミのさ御德ミチカラの頭カビもれ及ツ御事ミコト
は、須佐之男命スサノヲノヲノミコノミコトの御態ミタマの因ユりる事コトあり有アれば、其和魂ニと。
豊宇氣トヨウウキ神カミの徳トクの本ホと如ク。御親ミツカラの御靈ミタマとを配アせて、天皇命スメラミコノミコト
此御食コノミケ之神カミと爲シて、副降ソノツし賜タマ予コトる也。若シ然シらば、須佐

とて才六十一段の神名式に同國和泉郡の泉穴師神社
注せるを見ゆし。二座まゝ此の並べて兵主神社と申し有り。仁明天皇
年十月奉授和泉國五位穴師神。從五位下清和天皇紀貞
視七年二月和泉國從五位下穴師神。從五位上同年六月
奉授正五位下泉穴師神社と號し。大和國穴師社
あり見えたり。泉穴師神社と號し。大和國穴師社
を泉國に移せる故におかく稱せり。此の例外あり。然れども姓
氏録に穴師神主と何處も。此社の神主あり。此を如何に纏
向神主家より派れり。然れども共了太玉余の末り
を見る。斯て泉穴師神社を二座と何るは。卷向社を併せ
て二座ある。其と穴師神主と纏向社の神主あり。派
二神を一社に衛ひて其の一神の名を社然るは又別の兵
号を用ゐる類也。數ふるに職あり。然るは又別の兵

主神社の並立するは。後の異か由有りて祭れり。聞
也。然る例まゝ多かり。玄蕃式に凡新羅客入朝者給神酒
泉國安那志一社あり。其醸酒料之稱と見え。中の中和
此由緒ハ未考へ得交。借まゝ今集解に仲冬上卯相嘗祭
條の釋云。穴師神主卷向神主恩智神主云。已上神主等請受官
幣祭と云ふ也。文に連きを思ふ。恩智社も。卷向社
を移し祭れる社ある。然るは。此社神名式に河内國
高安郡の恩智神社二座。並各神大月次相嘗新嘗と何り。
て。御紀了。此を恩智大御食津彦命。恩智大御食津姫命と
有れども。其文も。文德天皇紀。嘉承三年冬十月。河内
等並正三位清和天皇紀。貞觀元年正月。奉授正三位
六等恩智大御食津比古神。恩智大御食津比咩神。並從三

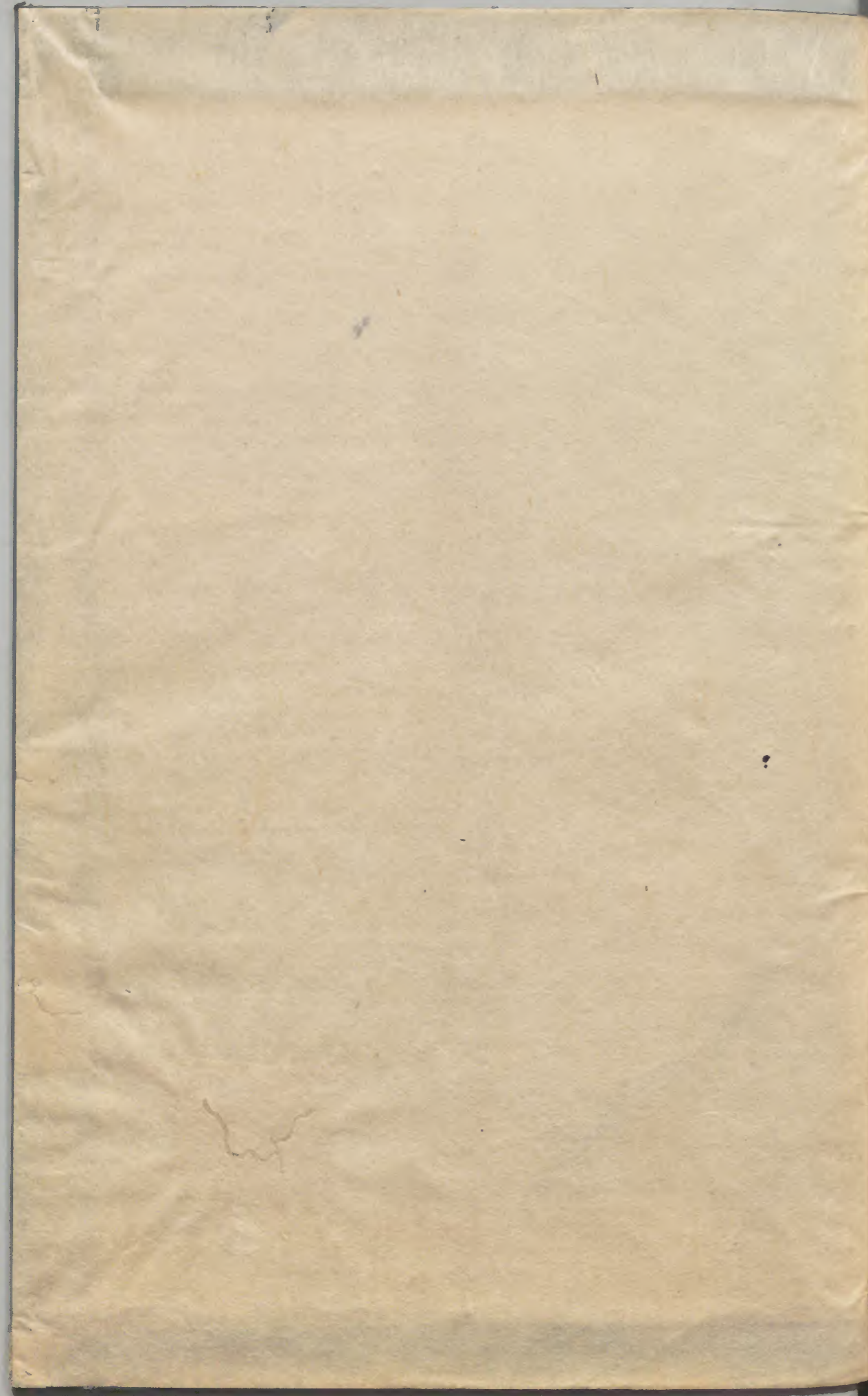
○

六十四



位あり見也。恩智の地谷あり。河内志の恩智山あり。此は
 この御社。今恩智村と云ふの在り。考證不し。予て。此は
 疑わく若御魂神を。男女二神の祭りあり。中臣大御食
 津臣命ありと云ふれど。其え。はて姓氏録和泉國天神
 推量りの説りて信ふ可し。伊久魂命之後也と有るは。出
 社の神主を云て。あま第百五段の傳
 ぬ云へるを見ゆし。





Blank page with faint red rectangular stamps at the top and bottom. Faint, illegible text is visible in the center, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

